

総務委員会会議録

平成27年8月3日(月)
(開 会) 10:00
(閉 会) 14:40

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (地域連携都市政策室)
2. 公共施設等総合管理計画の策定状況報告について (行財政改革推進課)
3. 平成27年度飯塚市職員採用試験について (人事課)
4. 「朝型勤務(ゆう活)」の試行について (人事課)
5. 新庁舎建設工事の一時中断について (総務課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして説明させていただきます。平成26年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料1をお願いいたします。

「平成26年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。

この資料は、平成26年度の工事契約落札率別内訳表でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。

左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。

平成26年度の入札件数といたしましては211件で、契約金額の総額は186億5824万920円でありまして、その平均落札率は90.08%となっております。

次に、「平成26年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから8ページをお願いいたします。

平成26年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

平成26年度は94件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が60件、建築一式工事が23件、専門工事が11件となっております。

94件のうち63件が最低制限価格で応札がなされ、62件についてはくじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、8ページの1番下の欄に平均として記載しておりますが、88.47%となっております。

次に、「平成26年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の9ページから10ページをお願いいたします。

平成26年度の等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実

施状況で平成26年度は17件実施しております。なお、落札率につきましては、1番下の欄に平均として記載しておりますが、87.05%となっております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度建設工事の入札執行状況についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成27年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づきご説明いたします。資料の「入札制度について(資料2)」をお願いいたします。

まず、「平成27年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。

この資料は、平成27年6月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。

左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。

6月末までの入札件数といたしましては54件、契約金額の総額は15億9328万5120円でありまして、その平均落札率は92.20%となっております。

次に、「平成27年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから3ページをお願いいたします。

平成27年6月末現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございまして、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

本年度は6月末までに20件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が7件、建築一式工事が12件、専門工事が1件となっております。

20件のうち14件が最低制限価格で応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、3ページの1番下の欄に平均として記載しておりますが、89.57%となっております。

次に、「平成27年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で、6月末までに2件実施しております。なお、落札率につきましては、1番下の欄に平均として記載しておりますが、89.33%となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

入札制度について、昨年度、今年度についての入札の実施状況についての説明、ありがとうございました。私は、今の経済情勢のもとで、地元のとりわけ中小企業、小規模事業者が大変苦戦している状況があると思っています。その中でも特にきょうは物品のことについてお尋ねをしたいと思うんですけれども、分離分割発注ですね、それが今ほど重要なときはないと思っています。それで、6月議会でも議案が出ておりましたけれども、市は分離分割発注の国の方針や当然あるべき方向に反する動きをしている面があると思うので、いったい今後飯塚市は、この分離分割、きょうは物品ということなんですけれども、について、どのようなお考えなのかをですね、お尋ねしていきたいと思うんです。

私がこの問題を考えるについて、事例で考えていく必要があると思うんですけれども、1つは平成21年、地デジを市の公共施設に導入するときのこと。さらに平成24年にパソコンを

学校に導入しましたけれども、そのときの考え方、そして今回、飯塚市本庁のパソコンの入れ替えと、この3つのことについてお尋ねしたいと思うんですね。それを通じて、先ほど言いました問題意識、市がこの分離分割の物品についてどのような方向でいくべきかというのを、きょう1日で終わらないと思いますけれども、時間をかけてですね、質問をしたいし、委員会内部で意見の交換もできればいいと思っています。

それで最初にですね、国等がこの中小企業、小規模事業者のために分離分割発注が重要だと言っているわけですが、これまで飯塚市はどのような受け止めをしてきているのか、基本的な考えをお尋ねしたいと思います。

○契約課長

ただいまご指摘をいただきましたとおり、我々地方自治体といたしましても、地元業者の保護育成、地元の経済対策という部分では、これはもう第一義に大切な使命だと自覚いたしております。契約のほうといたしましても、市内の業者さんで対応可能であれば、必ず市内の業者さんに発注するわけでございますし、また今言われましたように、分離分割できる案件でありますれば、可能な限り分離分割をして、発注をさせていただいているところでございます。

○川上委員

ポイントになるのは、可能であればということなんですよ。何が可能なのか、何が可能でないのかというのが、この間の議論になってきたと思うんですけれども、実例でいきましょう。それで、平成21年のテレビの入札のときの状況をご説明願います。

○契約課長

少し長くなりますが、この平成21年度のテレビの地デジ対応につきましては、委員先ほどご指摘いただきましたように、国のほうからの地方活性化経済危機対策特例交付金等に係る中小企業の受注機会への配慮についてという形の中で対応させていただいております。平成21年度のことですので、私のほうで調べさせていただきました、当初は飯塚市としましては、この案件につきましては、市内のテレビを地デジに変更するにあたっては、当面は指名業者さんによる競争入札を考えておりましたが、このとき県のほうからも、いわゆる中小企業のほうの受注機会への配慮についてということで、文章等もきておりましたし、福岡県のほうでも特例、これは通常行っている入札とは少し異なるような取り扱い、結局いつも指名している業者さんではなくて、枠を広げて業者が参加できるような措置をとられたというふう聞いております。こういったことを受けまして、飯塚市のほうでも内部で協議をし、当時は7者の指名業者がおられましたけれども、この7者の指名業者が市内のいわゆる電気屋さん、テレビを扱っている業者さんすべてを網羅している状況にはないのではないかということで、内部で協議をしまして、これは特例ではございますが、年度途中でございますが、再度この地デジのテレビの発注を行うのでということで、この電気業者に限り特例措置として、入札の指名受け付けを行って、業者数をふやしております。広報等に努めました結果、既存の7者に加えまして、さらに7者、年度途中ではございますが、7者の地元の業者さんに登録をいただきまして、14者がそのときの電気業者、指名登録業者となっております。何度も言いますが、年度途中で通常指名の受け付けを行うことはございませんが、この際はその点に配慮をさせていただいたということでございます。この14者の業者さんによりまして、市内、公共機関のテレビを地デジに変更する際につきましては、43案件に分割しまして、入札を行ったところでございます。

○川上委員

43に分割したんですけども、種類もいろいろとあろうと思うんですけれども、総数としては幾つですか。

○契約課長

このとき市内で地デジに切り替えたテレビは505台でございます。

○川上委員

このときのことを、いま振り返ってみて、どういう良さがあったのか、どういうメリットがあったのか、どうお考えですか。

○契約課長

通常ですね、指名をいただいていない業者さん、どういった理由で指名を登録されてないか、申しわけありませんが、ちょっと私のほうでは把握しかねておりますが、やはり先ほどから申しましたように、なるべく地元の業者さんのほうで仕事を請け負っていただければというふうな大前提が我々にはございます。追加登録を受け付けた、これは特例でございます。年間の入札制度の運用の中ではなかなか厳しい部分もございますが、しかしながら、やはり今回は、先ほど505台とご案内しましたが、総額で約6千万円弱のテレビを購入しておりますので、この部分がですね、通常よりも数多くの地元の業者さんのほうに発注ができたということについては、成果としてはあったのではないかというふうに考えております。

○川上委員

私は、メリットと言うか、良かったことの1番は、飯塚市がこういう分離発注をすることによってですね、飯塚市のまちの電気屋さん、地元の業者を大切にしたいというメッセージを電気関係の分野だけではなく、ほかの分野に対してもですね、メッセージを送れたことが1番重要ではないかと。飯塚市は、地元の業者を応援するからねというメッセージなんですよ。そして同時に、今回受注できた地元の業者の方々の利益というのがあったと思います。このメッセージというのはですね、非常に大きいと。それではですね、デメリット、これをしたために、こういう不都合があったということがありますか。

○契約課長

私のほうでは、この事象において、デメリットという部分につきましては、把握はいたしておりません。

○川上委員

教育委員会等から何か不都合があったと、それから6年ぐらいが経つんだけど、そういう意見とか苦情とか出ていますか。

○契約課長

これにつきましては、先ほどもご案内いたしましたように43案件に分割しております。学校等につきましては学校ごとに分割をしておりますが、その後、教育委員会等から不都合等があったという話は聞いておりません。

○川上委員

もともとこの地デジの導入についてはですね、大量の旧型を大量廃棄するということで、環境の問題だとかですね、どうかという問題は、大前提としてはあると思います。しかし、こういう状況の中で、地デジを導入するということになった段階で、市がとった判断としては重要だと思っんですね。しかし、これはですね、市が自発的に、国の分離分割発注の方針や、市自身も方針を持っていたんだけど、しかし、この地デジについては自発的にですね、こういう方向でいこうというようにはなってなかったんですよ。実は福岡県もそうではなかったんです。これについては、全国の電気店の組合とかですね、電気店だけではない中小業者のための全国組織からも、さまざまな要請や陳情が行政機関に上げられる中で、また、日本共産党も議会で要望しましたけれども、こうした中で実現したんですね。制度があっても、基本的スタンスが決まっても、なぜこういう分離分割が、働きかけなければできないのか。ここに今の日本経済を全体として支配している大企業の力とか、その影響とかがあろうかと思うんですけども、それで、この43に分割したんですが、どういう角度でこの分離を行ったのか、お尋ねしたいと思います。

○契約課長

当時の実績を確認させていただきまして、私のほうで確認をいたしましたところ、基本的にそれぞれの施設ごとに分割をさせていただいております。その結果、この43案件になったものでございます。

○川上委員

分離だとか分割の角度は幾つもあると思うんですね。これは、基本的な考え方としては、経済性、公平性等があるんだけど、効果の問題もね、当然あると思います。いま言った経済性だとか、公平性だとか、効果性については、ずっとついてくるんですね。この辺が先ほど言いました、できるかどうかの判断の基準になってくるものだろうと思います。地デジについては全部問題がなかったと。皆さん喜ばれているということなんですね。それではですね、それから3年後、24年にパソコンの導入をしましたね。そのときの入札はどのように行ったのか、お尋ねします。

○契約課長

お尋ねの平成24年度の教育関係の通信機器関係でございますが、これにつきましては、ハードとソフトをまず分割し、かつ学校ごとに分割をさせていただきまして、8分割に分離分割して発注をさせていただいております。

○川上委員

もう少しその8分割の中身をね、詳しく言っただけですか。

○契約課長

ソフトに関しましては、4種類のソフトがございました。教育委員会のほうから要望されているソフトがございましたので、それぞれの種別にソフトを分割しまして、かつハードの件数につきましては、これは学校が年次でずっと入れ替えていっております。1年間で全部の学校に入れ替えるということはやっておりませんので、その該当年度で学校ごとに分割ができるのであればということで、ハードを分割したところでございます。

○川上委員

各学校のパソコン教室用のパソコンが441台、プリンターだとかプロジェクターもあったんですね。それから基本ソフト及び教育用ソフトの更新ということになっています。このときに、分割して発注しようという決断はどのようにしたんですか。決断の根拠と言うか、どういう決断だったのか、お尋ねします。

○契約課長

私も発注をつかさどります契約課といたしましては、先ほどから委員のほうからご指摘をいただいておりますように、市内業者さん、なおかつ分離分割できる案件につきましては、できるだけ分離分割をして、数多い受注機会の確保と、これは第一義に考えております。発注案件の相談に来られた場合に、まず私どもは、いま言いましたような大前提で、いわゆる事業担当課のほうと相談をさせていただきます。事業担当課と相談する中で、分離分割が可能であるという判断に至りましたので、そのような発注に至ったものでございます。

○川上委員

そのときに分割してですね、経済的というか、余計に費用がかかったかどうかというようなことが考えられますか。

○契約課長

費用につきましては、落札される業者さんのほうの関係にはなっておりますが、その入札後にそういった話と言いますか、デメリット的な話は、私のほうでは知り得ておりません。

○川上委員

そうすると、先ほど公平性と言いましたけど、競争のことですね、これは確保されましたか。それについての問題は生じていませんか。

○契約課長

いずれの案件も指名競争入札で行っておりますが、入札についての競争性は確保されたと考えておりますし、その後、問題等は起こっておりません。

○川上委員

くどいですが、3つ目の視点としては、そのように発注した機器が役に立たなかったと、事故が多発したというようなことがありますか。

○契約課長

教育委員会からそういった話は、私のほうには上がってきておりません。

○川上委員

このときの入札を全部落札したのは、麻生情報システム飯塚事業所ということなんですね。それによってですね、平成24年6月26日の市民文教委員会で議案として、「議案第58号財産の取得（教育用情報機器等）」という議案審査の中で、幾つか指摘が 있습니다。前年の分についてはですね、100台程度、ソフトウェアと一式で入札を実施しておるのに、なぜ今度はこんなに分割するのかと。大体ソフトとハードを一体じゃないのかという質問があっているんですね。この指摘について、何か議会の指摘について、教訓として今後こうしようと思ったことがありますか。

○契約課長

委員ご指摘の委員会におきましては、ハードの納入業者とソフトの納入業者が違った場合ですね、現場で何かトラブルがあった場合に、そのトラブルの起因するところがハードにあるのかソフトにあるのか、そういった部分が明確にされるまでの時間等がかかり、やはり業者さんが違えば、結果その責任の所在をめぐってなかなか明確にならない部分があり、ひいては現場の事業に支障を来すということでご指摘等をいただいたところでございます。私どもは、先ほどのご質問にも答弁いたしましたように、現場等からそういった、その時点で現実的に苦情等は上がってきておりませんでした。何度も言いますが、我々は分離分割が大前提というふうに考えておりますので、その当時はそれがよかれと思ひまして、先ほどご案内したように分離分割で行ったわけですが、ご指摘等があったのは現場のほうの不都合等があれば、それについては真摯に耳を傾けて対応について今後検討するようというご指摘を受けておりました。その分については、非常に厳しい指摘をいただいたというふうには考えております。

○川上委員

結果的に言えば心配されたことは生じていないということなんですね。委員会でもう1つ指摘があることはですね、せっかく分離分割して発注しても同一業者、今回の場合は麻生情報システム飯塚事業所、ここが全部受注したと。意味がないではないかという指摘があるんですよ。これについてはどのようにお考えだったんですか。

○契約課長

これにつきましては、あくまでも結果でございまして、分離分割しても同一業者が落札することはございますので、私どもは分割しても一緒だというふうには思っておりません。

○川上委員

一緒だと思っていないというのは、なぜ一緒だと思わないのかということが重要と思うんですけど、なぜですか。

○契約課長

先ほどから申しておりますように、いわゆる分離分割を極力行いまして、受注できる機会、これを数多く確保するのが我々の使命だと考えておりますので、この方針について考えていく中で、結果としてそういう結果が出ることもございますが、だからと言って、今後は、もう一遍でいいじゃないかという話にはならないというふうには考えております。

○川上委員

受注機会における公平性の確保ということだと思っんですね。それは競争が働くことになるわけですけども、このとき委員会からは、複数の委員からですね、こういう点が指摘されていますね。分離分割で1つ受注した業者は、順番にやっていけばね、次のやつにはもう応札できないようにならないのかと。そうすれば、きちんと地元の業者に、そういう意味では、みんなに仕事が行き渡るのではないかという趣旨ではなかったかと思っんですけど。これに対して市はですね、飯塚市の規則はそうなっておりませんというのが答弁ですね。これは、そのとおりですか。

○契約課長

いま現在では、そのとおりです。いわゆる落除きですね、そういった概念は、物品、役務についてはございません。

○川上委員

議会の委員会で、かなり、何と言うか、指摘と言うか、提案もあっているんだけども、それから何年も経っています。それはどのように検討されましたか。

○契約課長

当時の委員会でご指摘をいただきまして、私ども契約課といたしましても、先進市、他市等の事例を研究させていただきました。当時の委員からご指摘ございましたように、自治体によっては、例えば同日に行われる同種の案件については、1業者1件しか落札ができない、いわゆる同日落除き形式をとっているというのが何件か見られましたが、基本、やっぱり物品につきまして落除きという概念を持ってない自治体が多ございます。業者数の関係もございすけれども、日々研究はさせていただいております。そのような状況です。

○川上委員

これはその委員会で委員の指摘を受けて少し研究しているけれども、変えてはいないということなんですね。それはなぜですか。入札の基本理念との関係でね、何か問題があるんですか。

○契約課長

問題があるとは考えておりません。ただ、先ほどから言いましように、公平性の確保も大切でございますが、競争性の確保も大切であるというふうに考えております。したがって、今のところは落除きという概念を待たずに、全案件で、全業者で入札を行っているという状況です。

○川上委員

物品、役務、建築、土木で、どういう違いがありましようか、その辺の観点は。

○契約課長

委員ご存知のように、基本、物品というものは、既製品を納入していただく案件でございますので、発注をして、いわゆる納品日までというのがおおよそ1カ月ぐらいです。ただし、工事につきましては、どうしても工期が長うございます。案件によっては2年間かかる工事等もございすので、結局、うちのほうで発注した業務に携わる期間の長さ、この部分が工事と物品については決定的に違うというふうに考えております。

○川上委員

そのところを踏まえた上でね、私は24年の市民文教で、2人の委員が指摘されたところは、もう少し真摯に受け止めて、研究してはどうかというふうに思っます。いずれにしても、ここではっきりしていることは、20年の段階で、分離分割というのが地元の業者を育成する上で、非常に大事だという点では、はっきりしているわけです。

それで、今回の本庁のパソコンの入れ替えなんですけども、6月議会でも意見は述べましたけれど、あのときに答弁が最後まではっきりしなかったことが2つあるんですよ、それは最初から最後までなんだけど、どうしてこれを175台と800台、一括なんですかと。2つ理由を結局は言われたんだけど、最初に言われたのは、安く上がりますというふうに言われた

んですね。どのくらい安く上がりますかと、わかりませんというのが答弁でした。それは実はそのままなんです。それからもう1つは、一括するといろいろ手間がかかりませんか、どのくらい手間がかからないんですかというふうに聞いたつもりだけど、それもよくわからないという感じなんです。そうするとね、一括発注をする根拠がない。きちんと説明されて当たり前なんです。先ほど3つ言いましたけれど、経済性の問題もあるでしょう。それから、公平性や競争性のこともあるでしょう。そして効果の問題もあります。その角度から見てね、きちんと、財産取得の議案だったんでしょ、だから、こういう理由ですよというのが明確に答えられなければならなかったんだけど、それが答えられなかったということで、きょう聞きたいと思うんですね。一括発注した理由について、もう繰り返す必要はないと思うんだけど、前回の答弁を繰り返してもらった必要はないんだけど、なぜ、一括発注なのかというのをお尋ねします。

○契約課長

この案件につきましては、先ほど委員のご質問に答弁させていただいた中で、私ども契約課と、当初、原課と打ち合わせをさせていただきます。まず、分離分割ができないかから入っていくわけなんです。その中で、これについては、分離分割をすることによって問題があると、非常にこの辺は表現がしにくいんですけども、その辺は事業担当課等と打ち合わせをするわけなんです。何度も言いますが、基本、分離分割を第一義に考えております。経済的な部分云々ということで、一括で発注するからというようなことは考えないんですけど、事業の進捗の中で一括発注が望ましいとの話に至れば、一括発注をするということもございますので、今回の議案につきましては、そのように事業担当課と協議をしたところでございます。

○川上委員

上をスーッとまでたような答弁なんです。それで、そこを聞きたいわけですよ。最初から言っているじゃないですか、経済的なことも考えないかにもかも知れません。それから公平性や競争性、それから効果はどうか。それについてどういう検討をしたのかということを実は聞きたいわけですよ。今の答弁だとね、検討していないという答弁になるんですよ。検討していないんだったら検討していないという答弁をしてもらいたいと思いますが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:49

委員会を再開いたします。

○情報化推進担当次長

担当課でございます私のほうからお答えをさせていただきます。事前に協議は行わせていただきました。今までお話があったみたいに、パソコンに完成されたソフトを入れて動かすだけのものと、今回パソコンを入れ替える議案として上程させていただいた場合の分では違います。確かにパソコンに汎用のソフトでありますマイクロソフトのオフィスを入れて、通常の業務は動かすんですが、それと同時にシステムのいろんな、住基でありますとか、税でありますとか、そういったシステムを動かさなくてはいけないシステムのパソコンでございますので、それに専用のソフトを入れて、細かな設定を入れて、納付書だとか専用用紙をプリンターでお客様に打ち出すこととなりますので、その辺を考えた上で、一括して調達させていただいたというのがございます。その理由といたしましては、いま言いましたような理由で、不都合があつては困りますものですから、一括して調達をさせていただいたところでございます。

○川上委員

私はさっきから経済的なことというのもあるでしょうと。それから公平性や競争性のことがありますと、それから効率性のこともありますよねと言いました。そういう基準から見るとね、

6月議会では安くなりますよと。それから手間が省けますよと。今ね、効率性というか、品質のことについておっしゃったんですよ。だから、きょう3番目のものが出てきたわけですよ。そして1番と2番については答えていただけてない。やっぱり答えられないですか。一括すると、これだけ安くなりますという答弁をした根拠、そういうふうに答弁した根拠があるわけでしょう。それをまず聞かせてください、順番から言うと。

○企画調整部長

質問委員言われます経済性の問題、2番目に手間の問題、きょう3つ目で説明させていただきましたリスクの問題、リスクという表現が適当かどうかわかりかねますけれども、移行する折の事務処理の効率性というところの3つかと思います。これは効果を数字で表せということになりますと非常に難しゅうございます。ただ経済性という面で言えば、先ほど2つ目の24年度の入札の案件でも言われておりましたけれども、1つ1つ別件とするよりも、一括したほうが、これは予測にしかすぎませんが、安くなるということは言い切れるのではなからうかと思っております。2つ目の手間の問題につきましては、向こうの受けたほうとしまして窓口は1本でございますし、そここのところでどういう効果が出ているかというところは、これにつきましても数字としては言いがたいですけれども、この主任技師者そのものが、責任者が1人でしょうから、そこら辺の意思統一というのが系統的に図られるのではなからうかというふうに思いますが、数字的な効果というのは、ちょっとお示しがしにくいかなというふうに思っております。3つ目の、きょう改めて出てきました、過渡期の移行時の新たなシステム等のセットアップの問題につきましても、これも数字で言い表すのが難しゅうございますので、同じような経過になりますけれども、向こうの技術者は1本の中で系統的に指示が出せるものと思われまますので、そここのところしか言いようがございませんし、その3つの観点から一括で発注させていただくという判断をさせていただいた結果でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○川上委員

何書だとかには、そういうことは書いていますか。こういうことで入札したいけれども、これでいいかと、中に書いてないでしょう、そういうこと。まずね、経済的合理性について言うとね、安くなると言い切れると言われたけれども、安くなるかどうかわからないでしょう、競争するんだから。わかっているのは、あなた方の設計価格ないし予定価格よりは安くならんと困りますよ。どのくらい安くなるか、何と比較するわけ。何と比較して安くなるわけですか。予定価格より必ず安くなるでしょう。予定価格より上だったらとれないでしょうから。何と比べて安くなるんです。企画調整部長が予定価格よりも安くなるというのだったら、それは言い切れると思います。そういうつもりで言ったわけではないでしょう。じゃあ、何と比べて安くなるんですか。言い切ったんだから、説明してください。

○企画調整部長

安くなる根拠でございますけれども、安くなるというふうに考えられますということを言い切りましたけれども、予定価格より安くなるのは当然でございますけれども、相対的に見て札を入れられる業者さんとの兼ね合いの中で、1番安価で入るのではなからうかというふうな判断でございます。

○川上委員

それは間違いですよ。それは応札する側の事情ですよ、業者の都合。100台で調達するよりもね、975台で調達するほうが、メーカーとの関係で安くなりますよということがあるでしょう。それは業者の考え方。市が事前に業者と話が済んでいたらね、安くなりますよという答弁になりますよ、その業者と。そういうことはないわけやから、安くなるというふうに言い切れるはずがない、皆さんの側からは。業者は言うかも知れませんが、多いほうがいいですと。小分けして、100台ずつとか200台ずつやるよりは、975台でいったほうが安くなりま

すよと言うかもしれない。しかし、皆さんはそのことは事前にわからないんだから、安くなる
と言い切れないでしょう。にもかかわらず、なぜ安くなると言い切るんですか、お尋ねします。

○企画調整部長

いま質問委員が言われましたけれども、業者のサイドから見れば、スケールメリットが働く
というところが、発注側としてもその視点が1つあるかと思います。

○川上委員

こういうふうだね、一括でくるとね、競争性が弱まりますよ。設計価格は関係ないんでしょ
う。分離分割のときは、予定価格は低くするんですか、高くするんですか、関係ないでしょう。
975台も一括してやれるところは少なくなるでしょう。市内の地元の業者との関係でいけば、
競争力は弱まるじゃないですか。必ず安くなるんですか。日本の入札制度でね、必ず安くなる
ということはないんですよ、わかるでしょう。競争が働かなくなるんだから、弱まるんだから。
そこのところね、1番最初に言った分離分割でいくのか、どうなのかということを考えるとき
に、できるものはとか、できないものはとか言ったけれども、ここのところが突き詰めていく
とポイントなるわけですよ。私の言っていることは間違ってますかね。

○総務部長

委員のほうからいろいろご意見いただいております。先ほどから契約課のほうで申し上げて
おりますように、原則として分離分割で、可能な範囲で分離分割で発注していくということは
原則としておりますが、今回の案件につきましては、先ほどの3つのことで、飯塚市としまし
ても委員のご意見と違いますが、一括でやったほうが競争性も高まるのではないかと、それと
公立性、それと不具合の出る可能性も高いという判断で、今回につきましては、一括で発注し
たほうが良いという判断のもとでさせていただきました。ご意見、いろいろあるかと思いま
すので、今後とも研究はして、市にとってより良い入札の方法を考えていきたいと思いま
すが、今回につきましては、そういう判断のもとでやらせていただいたということでございます。

○川上委員

今やりとりをして、だんだんわかってきたことはね、あなた方が、漫然と今回一括発注をし
たということです。漫然と。その漫然が、従来の飯塚市の地元業者を育成、応援するために、
分離分割が大事だよというふうにやってきた流れと逆行する方向で、漫然とやったわけです。
もちろん国の中小企業育成の方針とも矛盾する形ですよ。いま総務部長がこう言われました、
可能な限りと言いましたね。飯塚市の分離分割発注についての考え方は可能な限りという程度
ですか。可能な限りなんですか。

○総務部長

可能な限りと申したか、可能な範囲と申したか、ちょっとわかりませんが、原則そういった
形でさせていただくということでございます。納入の物品の状況と言いますか、それに応じて
判断をさせていただくということでございます。

○川上委員

分離分割発注の推進というのは、地方自治体にとっては原則に近いものです。可能な限り
とあるでしょう、どういう場合可能でないのかね、どういう場合はできないかということだけ
ですよ。基本的にはこれでいくんですよ。そこのニュアンスがね、同じ言葉を使っても、逆転
のニュアンスだから、聞いたんですよ。もう皆さん方も承知の上とも思いますけれども、国が
ね、中小企業者に関する国等の契約の方針というのを出しています。私の手元にあるのは平成
26年度だけれども、27年度ももう出ているでしょう。第1として、中小企業者の受注機会
の増大のための措置とあります。その中身が幾つかありますけれども、1は東日本大震災の被
災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮となっておりますね。2は、官公需情報の提供の
徹底とあります。そして3番目がね、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫と
書いてあります。最初に言ったでしょう、地デジのときもね、国の方針があっても、飯塚市の

従来の基本的な考え方があってもね、一括発注しようとしたわけですよ。ところが、いろいろ要望とか議会での指摘もあったりしてね、齊藤市長が決断したわけでしょう。分離分割でいこうと。みんな喜んだじゃないですか。泣いているのは、捨てられた古いテレビだけです。その問題は別にあるんだけど、市の決断でやれてきたわけですよ。この中で、3の中で、(2)として、分離・分割発注の推進と書いてますよ。①は、国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離分割して発注することが、こう書いているんですよ、経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上でと書いています。これ日本語わかるでしょう。つまり分離分割がもう基本だよということを言っているわけですよ。反しないかどうかを十分検討した上でなんです。競争とか、一括発注との競争とかじゃないんです。いま言ったことに反する場合は、排除することもあり得るということです、これは。パソコンが高くなったり、高くなることはあまりないですけど、どんどん安くなる中で、どうだという意見もあるかもしれないけども、だから確認したいのは、この経済合理性、公正性等に反しないかどうかを十分検討した上でということ、国がやっぱり、国、地方公共団体関係はね、これを基本にするべきだということを言っているわけです。この大原則は、きのう、きょうつくったわけじゃないです。ずうっとつくっているわけです。高度経済成長時代からつくっているわけです。つまり何十年もやってきていることです。皆さんが答弁できないような水準でね、ぼんちと変えていいような話じゃないんですよ。国のこの分離分割発注によって、一助としてね、中小業者を支援しようではないかという考え方について、皆さんどう思われるのか、聞かせてください。

○総務部長

飯塚市としましても、先ほどからの答弁の繰り返しになりますが、国の考え方と同じでございまして、原則、分離分割で発注するという考え方に変わりはありません。国のその文書に書いてあります経済性、効率的に反しない限りということでございまして、今回の案件に関しましては、経済性とその合理性、先ほど説明しました経済性以外の2点でございまして、効率性、不具合の可能性があると判断のもとで、今回は分離分割ではなくて、一括の発注をさせていただいたということでございまして、先ほどの繰り返しになりますが、そういうことでございまして。

○川上委員

今回の975台について言えばね、国の流れから逸脱していますよ。先ほど言ったやつとかの関係から言って。総務部長は、国の、その方向は大事だと言うけれどもね、まともな検討をしていない今回のパソコンの入れ替えについてはね、あくまでも正しかったとおっしゃるわけですね。正しかったかどうかの前にね、まともに検討していないじゃないですか。なぜまともに検討しないのか。先に一括発注が頭の中にこびりついているからじゃないんですか。大体、小分割してね、小分割して随契で発注することがあるわけですよ、全国的に。これについて、妥当なのかという問題は逆にあるわけです、分割して随契だから。いいんですかという問題はあります。でもこれで何の問題もない場合もあるわけですよ。そちらのほうを考えるべきですよ。今度の場合という意味じゃないですよ。もっと国のこの分離分割発注制度、これを飯塚市の業者の状態、どれだけ疲れ果てているかね、国保税も払えない、もう後継ぎもないで、どうなるかわからない状況の中で、この飯塚市の業者の特性も考えなければならない。原則に基づいて、基本に基づいて、地元の業者の実態を反映させたね、我々は国のあれもあるけれども、飯塚市民のために働く、我々と言うか、皆さんは飯塚市民のために働くということになっているわけでしょう。我々は住民の代表として、そのように皆さんがしているかどうかをチェックし、提案もするという仕事ですよ。だから、この国の原則もわかるけれども、飯塚市の業者の状態も皆さん知っているはずなんです。でもそれはあまりにも無頓着。答弁の中に一言も出ていないでしょう、まちの電気屋さんの今の状態とか。そういう何と言うかな、分離分割とい

うのは、もともと地元の中小企業や小規模事業者を助けるためにあるんだから。いま言った、この中にもあるんですよ。中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮というのが。この1は、東日本大震災で壊滅的打撃を受けた中小業者、小規模事業者をどう助けるかというのが国の第1ですよ。飯塚市の地元の業者がどれほどの打撃を受けてね、もう明日なき戦いではないけども、どれだけ深刻な思いなのか、わかっているじゃないですか。わかっただけでもね、975台を一括発注、よく説明できない理由を述べて。ここのところがね、考え方が間違っていると。技術的なことじゃない。この分離分割については、引き続き物品についても問うていきたいと思ひますし、役務や建築、土木についても、今後、聞いていきたいと思ひます。私のはとりあえず中断を。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

業種の変更の際の格付けについて、ちょっとお尋ねします。市内業者で、土木に登録していた業者が、翌年度の指名受け付けの際に、例えば、土木から建築に変更するというような変更申請をした場合には、どのような格付けをされていますか。

○契約課長

いま委員お尋ねの件につきましては、建築業における工種変更についてだと思います。工種変更につきましては、飯塚市競争入札参加者格付け基準、第3条第5項によりまして、前年度と異なる格付けのある工種を希望した場合の格付けについては、総合点数に基づき、格付けされる等級の直近下位に格付けするものとなっておりますので、お尋ねのように、土木から、例えば建築に登録を変更された場合につきましては、建築において総合点数の格付けで、本来ならば、例えばⅡ等級に格付けされる場所なんですけど、工種変更当該年度につきましては、その直近下位でありますⅢ等級に格付けをするというふうな運用を行っております。

○坂平委員

今の答弁では、土木から建築に変わった場合、建築での総合点数がⅠ等級であってもⅡ等級に格付けされるとのことですが、それでは土木の業者が解体に業種を変更した場合ですね、つまり、格付けのある業種から格付けのない業種に変更した場合には、どのような取り扱いをされていますか。

○契約課長

いま、お尋ねのような格付けのある業種から格付けのない業種に変更された場合につきましては、別段特別な取り扱い等は行っておりません。

○坂平委員

格付けのある業種から格付けのない業種への変更は、別段特別な取り扱いはしていないということですが、この運用は不公平ではないでしょうか。業種を変更した場合、格付けのある業種ではⅠ等級下の格付けをする。しかし、格付けのない業種への変更は、同等に入札に参加できるという取り扱いは、基本的におかしいのではないですか。

○契約課長

質問委員もご存知のように、現在の市内業者格付につきましては、登録業者数の関係から格付けのある工種とない工種がございます。業種変更によります取り扱いにつきましては、あくまでも格付けのある業種、これは登録業者数も多いためこのような運用を行っております。業者数の少ない部分、格付けのない部分については、そのような取り扱いを行っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○坂平委員

今の答弁のような取り扱い、運用は理解しがたいです。本当におかしな取り扱いだと思います。格付けは一体何のために設けているんですか。公共事業の発注をする際には、品質の確保

をするために格付けを設けているのではないですか。格付けにおける最大の評価項目は経営審査事項の点数ではないでしょうか。そのあたりをお尋ねします。

○契約課長

公共工事における品質の確保につきましては、委員ご指摘のとおり、大変大事なことと考えております。しかしながら、業種変更による規定につきましては、業者への周知を行いまして、あくまでも登録業者の業者数の多い工種において適用しております。経営事項審査の点数、これが品質の確保について非常に重要な項目であるということは、十分認識をいたしておりますが、あくまでも現在の基準で運用させていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○坂平委員

登録業者の多い業種には格付けを設ける。しかし、一部の業種には格付けは設けない。このような運用、取り扱いでは、公平性の確保はできているとは思えません。格付けのある業種の変更にはⅠ等級下位に格付けするのであれば、それはおかしいのではないですか。しかしですね、工種を変更しても、既に市内では頑張っておられる業者さんもおられるわけです。先ほども申しましたように、品質の確保という観点からいっても、このまま格付けをすることに變更してもよいのではないですか。

○契約課長

繰り返しの答弁になって大変恐縮でございますが、今の私どもの格付けにつきましては、飯塚市競争入札参加者格付け基準、これに基づきまして行わせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○坂平委員

このような変更をする場合にはですね、内部委員会での協議が必要だと思いますが、業者選考委員会の委員の方々がおられますよね。その方々が、何名おるんですかね、11名ですか。飯塚市工事請負業者選考委員会規定の中に、都市建設部長、建設部次長、契約課長、農林土木課長、土木管理課長、土木建設課長、建築課長、都市計画課長、上下水道課長、委員長が副市長ですね、副委員長は総務部長、それぞれ、いま私がお尋ねしました、基本的にその格付けというものを、いま飯塚市では例えば指名願を出す、経営審査を受けた登録を持ってですね。そのときにその格付け、これは基本的に何を基準に格付けされてあるんですか、格付けのある業種については。

○契約課長

格付けにつきましては、経営事項審査に係る点数、これは客観点数ですけども、これに前年度施工した工事の主観点数を加えて格付けをしておりますが、配点的にはですね、もうほぼ経営事項審査の点数で格付けというふうな形になっております。

○坂平委員

であるならば、その格付けがありますよね。それぞれ、例えば土木なら土木、建築なら建築、電気なら電気とか、いろんな業種があると思います。その中の格付け、飯塚市の場合、経営審査事項の点数によって何点から何点までが何等級ですとかいうのがありますよね、飯塚市はどんなふうになっていきますか。

○契約課長

飯塚市の場合ですが、土木一式工事につきましては、Ⅰ等級が715点以上、Ⅱ等級が715点未満695点以上、Ⅲ等級が695点未満615点以上、Ⅳ等級が615点未満でございます。建築一式工事につきましては、Ⅰ等級が710点以上、Ⅱ等級が710点未満575点以上、Ⅲ等級が575点未満でございます。それから専門工事では、電気と管水道に格付けを設けておりますが、電気につきましては、705点以上がA等級、705点未満がB等級。管水道につきましては、645点以上がA等級、645点未満がB等級、以上でございます。

ます。

○坂平委員

その点数は、過去何年度ぐらいから、その点数になったわけですか。

○契約課長

この点数はですね、3年間は扱っておりません。3年前からです。

○坂平委員

じゃあ、いま飯塚市では、土木、建築、これについてはS I等級というのを設定されてありますよね。それは、こういった意味合いで設定されておるわけですか。

○契約課長

S I等級につきましては、土木、建築、それぞれ、その中で、非常に大きな案件等を発注する場合がございますので、本市の今の運用につきましては、おおむね土木一式工事、建築一式工事の中に格付けされて、先ほど私ご案内しましたが、土木なら715点以上がI等級になるわけで、建築につきましては710点以上がI等級になるんですが、それぞれその点数を100点以上上回って、なおかつおおむねI等級の中で半分を超えない範囲で、例えば、21社I等級がおられましたら10社までの格付け基準という形で、S I等級を設けております。

○坂平委員

だから基準はね、いま言われる715点、土木。建築は710点ですか。これよりも100点以上、経営審査事項の点数を取得している業者さんで、建築が20社、土木が20社かな、言われているのは。その半数以上と、半数までというような答弁ですが、基本的にそのS I等級というのを設けるのであれば、一定の基準を、半数までとかいうことじゃなくね、例えば100点じゃなくてもいい、それだけの品質管理ができる業者、それとそれだけの業者の能力、施工能力がある業者をS I等級というような形にしていくべきではないでしょうか。ただ、いま言われるように、半数以上を超えない、半数内でS I等級をつくると、少しそのあたりの解釈の仕方が理解しにくいですけどね。だからその基準を、いま言われた100点以上を超えるものと。これが100点以上を超える業者が、例えばI等級に位置づけられる業者が20社いたとします、指名受け付けで。100点以上を超える業者さんが3社しかいなかったと、そのときもその運用基準で、そのままいくんですか。その都度、臨機応変に業者数にあわせて調整を図って、半数の業者数を設定するんですか。そのあたりはどんなふうですか。

○契約課長

私どもの今の格付けの運用につきましては、先ほど私のほうでS I等級の概念をご案内させていただきましたけれども、これにつきましても、飯塚市競争入札参加者格付け基準の中で規定されている内容でございます。ですので、委員ご指摘のように100点を超える業者さんが3社しかいなければ、この規定からすれば、その3社しかS I等級は設置できないという形にはなります。

○坂平委員

いま答弁されておりましたように、3社しか例えば来年度いなかったとする。そしたらその3社だけですか、それとも、その運用基準を変更するわけですか。そのあたりはどんなふうですか。

○契約課長

この場でちょっと明確の答弁は非常にしにくいんですけども、先ほども委員ご質問の中で言っていただきました、確かに弾力的な運用ということも大事にはなってくると思いますが、しかしながら、何らかの規定に沿って運用していかないと、どうしても業者さん等に周知をした中で、いろんな制度を運用しておりますので、その辺につきましても、例えば、まさにご質問のとおりですね、本当に3社しかなければ、これはある意味大変なことになるわけですが、

その辺はちょっと検討させていただきたいと思います。

○坂平委員

じゃあですね、ちょっと質問の角度を変えまして、次は、第2希望者の受け付け、指名登録の受け付けの際に、第2希望の受け付けをされていますよね。第1希望の業者による入札が不可能な場合には、第2希望業者まで枠を広げて対応していると聞いています。その運用は一定の理解はしますが、建築、土木のI等級では、第2希望者はいくら点数があってもS I等級には格付けしないということですね。I等級のままと聞いていますが、そのあたりはどのようになっていますか。

○契約課長

お尋ねの件ですが、飯塚市競争入札参加者格付け基準、第7条第1項におきまして、第2希望の業者の格付けは、第1希望者の格付け方法を準用します。ですので、第2希望だからといって特別に点数をマイナスしたりとかいうことはないんですけども、しかしながら、ただしS I等級の位置づけは行わないとしております。これはS I等級があくまでも第1希望のI等級の業者の中で上位おおむね半分を意味するというふうに、先ほどご案内しました指名格付け基準でうたっております。ですので、S I等級というのはI等級と違う格付けではなくて、あくまでもI等級の中のS I等級という取り扱いをしておりますので、これによりまして、第2希望業者につきましては、S Iという概念がないものでございます。

○坂平委員

だからね、あなたが言われることも、その意味はわかるんですよ。あくまでもI等級の格付けしかありませんよと、ただしその中で10社以内は、100点以上、I等級の枠組みの中から、上位100点以上を取得している業者さんはS I等級という取り扱いをしていますよという意味合いですよ。ただし、その第2希望、じゃあ、この第2希望は何のために指名受け付けしているんですか。

○契約課長

第2希望の受け付けにつきましては、第1希望の業者さんで入札案件が成立しない場合等によりますと、次に第2希望の業者さんのほうに入札参加資格を付しますので、そういった形で第2希望の登録を受け付けております。

○坂平委員

第2希望は万が一その第1希望、業種が不足した場合に第2希望という、まあ言葉が当てはまるかどうか、わかりませんがね。その補欠要員というような取り扱いですよ、極端な話をすると。そうした場合に、何でI等級下位の格付けをするのか。資格があるものを、わざわざ格付けではね、資格を無視してI等級下位に位置づけるという形はおかしいんじゃないですか。この資格というのは、飯塚市が資格を与えよるんじゃないんですよ。国が認めた資格なんですよ。その資格をね、飯塚市独自で下位に位置づけると、だから第1希望が第1に参加資格があるわけですよ。第2希望で受け付けをしているということは、仕事が極端に、今年度みたいだね、大型事業がこんなにも計画性のない形で発注をされましたよね、飯塚市執行部は。発注をされたときに、業者数が足りないというようなことが発生した場合に、そういったことを運用するためにつくってあるんじゃないですか。そのあたりはどうですか。

○契約課長

いま委員ご指摘のように、平成26年度から非常に過去に例のないような大型発注が集中しました。発注の際に、入札参加可能な業者数の確保という点では、非常に厳しい状況が続きました。しかしながら、業者の格付け、運用等につきましては、年度当初にその内容を確定させまして、1年間適用することとしております。その基礎となりますのが、先ほどから何度も言っておりますが、飯塚市競争入札参加者格付け基準でございまして、その基準により実施してきておったものでございます。今後のことという部分ではあれですが、これまでの運用について

てはそのようにご理解いただきたいと思います。

○坂平委員

この選考委員会の委員になってある方々に、1人1人私はお尋ねしたいと思うんですよ、いま私が質問していることに対してね。どういったことを考えられて、今の飯塚市のね、請負業者選考委員会規程の委員の方々に、この入札運用規程に対しての考え方を、それぞれお尋ねしたいと思いますが、ようございますかね、委員長。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:33

再 開 11:35

委員会を再開いたします。

○坂平委員

いま総務委員会の中に、都市建設部長が出席されてありますので、まず都市建設部長のほう、いま私が言いましたね、第1希望と第2希望、指名受け付けの際の、この格付けの位置づけ、これに対して、いま私が説明しましたよね。あくまでもその仕事が、例えば建築なら建築で数多く今回みたいに出た場合、業者数が足りないといったときのような、そのために第2希望を受け付けてあると思うんです。それをわざわざ資格があるのに、その資格をI等級下位に位置づけるということそのもの自体はおかしくないと思いますか、おかしいと思いますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:36

再 開 11:36

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

いま委員ご指摘の部分につきましては、先ほど契約課長が申しましたとおり、規定の中で運用しておりますので、規定の部分はある程度守っていかなくてはいけないというふうに思っております。その中で、いろんな案件、今後も含めてですね、いろんな部分がございますから、その部分については適宜対応していくような形になるうかと思っております。今の部分で申しますと、おかしいか、おかしくないかという部分で言えば、今の運用の中でしていくというふうには思っております。

○坂平委員

私が聞いているのは、いま運用基準を、飯塚市がそういうふうに運用基準を設けているから、そのやり方でやっているということは、おかしくないという答弁だろうと思います。運用基準のとおりやっていることはおかしくないんですよ。ただ、私が言いたいのは、資格があるものを直近I等級下位で位置づけるといのがね、おかしいのではないかと。だから、この運用基準自体がおかしいのではないかと、運用基準を改めるべきじゃないかということをお尋ねしようわけです。例えば、資格があるのにね、何でわざわざ直近下位に位置づけるんですか。その理由がわからない。あなたたちがこの選考委員会のメンバーさんですよ、副市長を会長として。その中で、そういった協議がなされていないのか、あるのか、そのあたりを私はお尋ねしようわけです。というのが、今回ね、入札制度についての総務委員会の審議なんですよ。だから、そういった基本的なことからね、やっぱり見直して考えていかないとね、資格があるものをわざわざ資格を剥奪して下位に持っていくと、これは外部から新規に指名受け付けをした業者さんなら別ですよ。以前から長年にわたって土木であれ、建築であれ、例えば、格付けのある業種については、既にずっと長年やっているわけですよ、両方とも。飯塚市に指名受け付けをやっているのに、何で、直近下位に位置づけられるのかということね、やっぱり各業者さ

んの中でね、おかしいんじゃないかというお話がたくさん出ているわけですよ。だから指名をする、しないは執行権の判断でしょう。でも、資格を剥奪して直近下位に位置づけることは、おかしいんじゃないかということ、いま私がお尋ねしよるわけです。だから、そのあたりをよく理解して、もう1回、おかしくないかどうか、ご答弁いただけないですか。

○都市建設部長

確かに、いま言われる基準、契約のほうで基準を設けて資格と言いますか、Ⅰ等級、Ⅱ等級の部分で設けております。その部分でいくと、先ほど申しましたとおり基準としてはそういう形になっています。それで、第2希望につきましては、そういうふうな基準を第1希望と同等にというふうな基準になっていないという状況でございますので、市のほうの基準としては、そういう形の運用をしているということでございますので、一義的に言えば、委員が言われる資格としては、何百点以上という部分があると、単純にそれだけ言えば、そういうふうな形の委員が言われる方向だろうと思えますけれども、その中の規定としてはそういうふうになっておりますので、運用の方法としては、今後、検討する部分はあるのかもしれませんが、現状としては、規程の中で動いているという状況でございます。

○坂平委員

そしたらね、究極な質問を会長である副市長のほうにしますけどね、例えばSⅠ等級、今回も第2希望からⅠ等級として公募要件の中に入れましたよね、第2希望。これはめったにないことだと思います。その場合に、例えば、点数がね、等級だけでいくのか、経営審査の点数で両方いけるんですよね、これ。だから、これが行政が逃げる1つの方法なんですよ。階級でいく、もしくはその点数でいく、両方のテクニックがあると思うんです。だから、あくまでも等級でいくのか、点数でいくのか。第2希望の場合ですよ。第1希望で出しているところで、業者数を満たしているときには、第2希望なんかは公募の要件にも入りませんのでね、万が一、今回のような計画性のない発注形態、今回が初めてですよ。飯塚市始まって以来、今回みたいな計画性のない発注を出したのが。というのが、市内業者、指名受け付けをしているんだから、どれだけの業者さんがおるということは、もう既にわかっているわけですよ。事業計画をあげたときに、どれだけの事業があるかということもわかっていると思うんです。そしたら業者数がおのずから足りるのか、足りないのか、それは十分わかられてあったわけでしょう。まず業者数が足りたのか、足りていないのか、そのあたり、ご答弁ください。

○副市長

基本的に、事業というのは必要だから、必要な計画に沿ってやるわけです。業者さんがおるから、これを3年遅らせる、少ないから遅らせるということではなく、この事業そのものを何年以内にしたいということで、基本的な事業計画を立てます。ただ、残念ながら、いま委員ご指摘のとおり、去年からことしにかけては、非常に大きな大型の発注があつて、結果として業者さんが足りなかった。これは途中で、できるだけ将来を考えた場合に、あるいは建て替えとか、メンテをする場合に、年数をかなりばらしてやるということは、これはもう原則ということは十分に我々もわかっております、将来的な負担を考えますと。ただ、どうしても一定の時期にやらなくてはならないということが、たまたま、残念ながら集中したものですから、ご指摘の無計画と、それを受け取れるかどうか別として、そういう問題があったということは事実でございます。それと、今お尋ねの第2希望のときに下げる。これは、ある一定、その業種が変わった場合に、1つ下位に切り替えるというのは、ある意味、この辺の事業者さんのことを考えれば、私は、これは非常に今まで有効に働いたのではないかと思います。と言うのは、土木でいこうが、建築でいこうが、どっちでいっても点数だけでいけば、どっちに入ってもSⅠなり、あるいはⅠ等級の資格を有している方が、そういう方は総合的には大手だけしか、ほんの一握りの大手だけしかないはずですよ。そうなりますと、当初予算を見て、来年度はこういう事業がある、ああいう事業があるとか、ことしは土木のほうが多いとか、建築が多いとな

ると、土木の専門業者さんは土木だけしか関わられませんから、そういう意味から言うと、大手の業者さんはその年によってどちらでも応札と言いますか、その機会がふえてくる。そういうことから、この制度が、私は設けてあるというふうに理解しております。ですから、確かに技術的なことだけから言われれば、委員ご指摘のとおりだと思います。一定のレベルあるものを、何で下げなければならないのかということから言いますと。しかし一方では、前半質問がありました市内事業者の育成という観点も自治体には必要でございますので、大手の業者さんが、土木でいっても、建築でいっても、いつでも仕事はとれるということ、ある程度この制度を利用して、飯塚市としてはこれまで機能してきましたし、これについて議会の理解も得て、今日までやってきたというのが実情でございます。

○坂平委員

いま副市長のほうはね、今の運用は順当だという判断をされておるとのことですが、基本的に、それともう1点は、今回たまたま大型事業が集中したと。これは事業が必要だから集中してでも発注したんですよと。事業は当然必要でしょう、計画を立てたんだから。だから発注の計画を立てるにあたっては、もう少し計画性を持って発注すべきじゃないかと。当然、事業が必要だから発注しているんでしょう。事業が必要じゃなかったら発注せんでいいでしょう。あなたの答弁、少しおかしいんじゃないですか。さも自分たちが、そういった業者数が足りない状況の中において、発注をしたことに対して、何の不信感も持っていない。あなたたちは実際に業者数が足りなくて、あたふたしてたわけでしょう。この事業を先に出したら、ここの仕事ができないんじゃないかとか。そこまで突っ込んで私は言うつもりはなかったけど、あなたの答弁を聞いたらね、そこまで突っ込んで言わなきゃいかんようになる。何回も何回も公募しても、辞退、辞退というような不測の事態が出たわけでしょう。だから第2希望のほうからも公募受け付けをして、仕事を実施したわけでしょう。発注を実施して、工事ができよるわけでしょう。だから、業者さんのために発注しよるんじゃないですよ、それはもちろんそうでしょう。だけどある程度ね、飯塚市が指名受け付けを年度当初、2月ですか、受け付けは。契約課長、11月。11月にすれば、発注までには早くとも4月以降しか発注しないんだから、その間、期間がゆっくりあるわけですよ。ことしも最初に発注したのは何月ですか。そしたらこれは、いま計画を立てて今すぐ出すということではなく、基本計画、実施計画、そしてその基本設計、実施設計、これだけの期間があるわけですよ、何年間か。そしたらね、あなたのような答弁は出てこないと思いますよ。事業の必要性があるから出しよることであって、業者数にあわせて出しよらんというのは、当たり前のことですよ。あなたはそういう答弁をされたんよ、さっき。

○副市長

そういうふうに受け取るのは、若干、私は誤解があろうかと思っておりますが、たまたまです、この年限、例えば中活だったら5年以内にしなくちゃならないとか、いろんな病院の問題にしろ、何にしろ、年限というものが決まって、そこまでに終わらせないと補助事業にのらないという問題がありました。確かにご指摘のとおり、何でこんなに大型工事が、この1年に集中してあるのかと、計画性がないじゃないかということは、それは大変、我々も反省するところがあると思っております。ただ年限があったので、どうしてもその辺で発注しなきゃならなかったという問題もあります。ですから、その中で、結果として今ご指摘のとおり、第2希望まで、私もはじめて第2希望までということで、市としては指名で工事を発注いたしましたけど、今後こういうことは、なかなか考えにくいかなというふうには思っておりますが、これはいろんな物事を計画していくときに、もう少し計画性を持ってやらなければいけないという大きな反省点の1つであることには間違いありません。ただ、無計画というのではなくて、やはり事業そのものに、例えば小中学校の、少し計画は遅れましたけど、小中一貫校は何年度までにやろうということ、ずっとしていく中で、それはもう少しずらせばよかったんですけども、

そういう問題もあるでしょうけども、地元の関係、合併特例債の関係、補助金の関係、中活についてもそうです。ある程度、年限が集中したことについては、反省することはありますけども、そういうことについてはですね、結果として業者さんが足りなくなったということについては、素直に認めなければならないというふうには思っております。

○坂平委員

だからね、何事も事業というのは計画性を持ってしなければ、ある程度の、一定の猶予期間を持ってしないとね、例えば学校、小中一貫校にしても、用地の問題がつかない、地元の話がつかないとか、いろんな諸問題が出てくるから、事業計画を立てて、着手がいつですよ、竣工がいつですよという計画を立てても、問題はそういった諸問題を片付けないことには、事業に着手できんわけでしょうが。だから、ある程度余裕を持ってね、やっぱり計画性を持ってすべきだと、私は思いますよ。だから、予算を上げて、予算が通ったから、いつでもかかれるのではないかというような考え方は少し改めていただきたいと思います。それと申すように、この第2希望を、飯塚市は昔からずっと第1希望、第2希望をとりよるわけですよ。ところが、この第2希望をとるとというのは、行政が万が一不測の事態が出たとき、事業が多過ぎて、そのときの予備業者として受け付けをしよるわけでしょう。それを、私が言いよるのは、資格を直近I等級下げてね、何でその資格を剥奪して受け付けをするのかと。受け付けをしたあとにね、直近I等級下位に位置づけるのかということは大きな問題なんです。あくまでも資格は資格ですよ。だから、資格があるものは、そのとおりそのままやっぱり受け付けをしてね、いま言う、例えばI等級の中で100点以上か、710何点か、先ほど言われてましたよね。これと資格が一緒であれば、第2希望でもSI等級とかいう形でね、やっぱり資格としては認めてやっとな、私はいかんだろうと思うんです。それを第2希望だから、資格は直近I等級下げた位置づけをしますよとかいうのは、それは行政が勝手にしよることでしょうが。だから資格を勝手にそういうふうに扱うこと自体おかしいんじゃないかと思うんですよ。その辺りはね、あなたたち請負業者選考委員会委員の方々がおるわけやから、きょうここで話をしてね、ここですぐ即決でノーかイエスか、どちらですかということは私も言いませんので、これはね、入札についての大きな課題になってくると思います。だからそれはね、委員会のほうで十分に検討してください。会長である副市長、お願いしておきます。

○副市長

この件については、もちろん各委員がおられますので、意見を聞いて検討はいたします。ただ、第2希望をそのままにするのであれば、業種が変わったらそのまま落とすのかということ、ある意味これは連動もしているわけですよ、基本的には。だから、これについては、先ほど第2希望は、おそらく飯塚市がこれを適用したのは、私が知る限り今回がここ何十年で初めてという気もするんです。であれば、第2希望そのものを聞くこと自体にも、逆に言えばですよ、何十年かの間で第2希望が、これはまた例外的にそのときに委員会を開いて、そういうことを決めれば済むことですから、通常使わないような規定を持つこと自体が、逆に言ったらどうかということも、またこれも検討委員会の中でよく検討していきたいというふうに思います。

○坂平委員

ちょっと、副市長、もう1回いまの説明ようとして。

○副市長

この第2希望制度というのを実際に使ったのは、おそらく私が知る限りでは、ここ何十年かなかったのではないかなというふうに思っております。ですから、実際に運用のないものを受け付けてですね、それでいろいろ問題が起こる、逆に言えばあまり実用性がないと言いますか、そういうものについてもですね、これを残すかどうかということもですね、これはやっぱり、委員がほかにおられますので、聞いてみないとわかりませんが。というのが、確かにおっしゃっ

たように、ここ1年、大型工事を大量発注いたしましたけど、今後の飯塚市の市政を考えてみたときに、それほどの大量時代が、なかなか想定できないと言うか、ありませんので、第2希望を聞く、実用的に必要なかどうかということを含めてですね、これは今後の委員会の中で、新年度に向けて検討すればいいかなというふうには考えております。

○坂平委員

あなたね、話がどんどんどんどん長くなるんですよ。第2希望が必要ないのではないかという、あなたは疑念を持ってある。それは、あなたたちの発注の仕方によって、第2希望の必要が出てくるか出てこないかというのが決まるんですよ、そうでしょう。今回はたまたま第2希望で指名受け付けをしておいたから、事業が実施できたわけでしょう、違うんですか。それがなかったら、外部から市外業者を入れる予定だったんですか。そこに話が行くんですよ、あなたのような答弁であれば。

○副市長

どちらかと言えば例外ですので、こういう例外が起こったときに、市内にですね、発注をするのにどうしたらいいかと、そのときにこの入札制度の中で、仮にそういうことが絶対に起こらないということはありませんけども、起こったときに検討すれば、今度のような、何と言いますか、同じような結論になったかもわかりませんが、そのときに、いつあるかもわからないようなものをずっと持つておくというのも、これは別に廃止するという意味じゃないんですよ。何十年に1回しか使わないようなものだったら初めからそういうものを残すかどうかという、これは考え方です。何十年に1回こういうことが起こるかもわからんから残しましょうということもあり得るかもわかりません。ただ、今回はそれで救われたという側面もございませぬ、ご指摘のとおり。今回はこれで救われたと。ただ、今後を考えたときに、ここ1年のような発注が10年、20年、30年後に起こってくるのかという、将来の見通しですよ、市政のあり方を考えたときにどうかということを含めてですね、したときに、その制度のあり方も検討すべきだろうというふうに、これは私の私見ですから、ほかの委員の意見を聞いてみなければ、何とも結論は出ないということでございます。

○坂平委員

あなたね、そう言いよけば、切りがないわけたい。あなたの考えはね、その必要はないかもしれんと。何十年に1回しかないかもしれんけど、必要があるわけでしょう。あるから今までしておいたわけでしょう。実際にこういうふうな形であなたも認めた。こういう受け付けをしておいたから、今回は事業がフォローできましたという答弁をされようわけやないですか。だから、これは私見として必要がないというふうに自分は考えておりますと。じゃあ、初めからそういう第2希望を受け付けしなければいいじゃないですか。あなたの言い方はそうなんよ。この第2希望の受け付け自体に必要性があるか、ないかということ、あなたはそこに走りよるわけ。私が言いよるのは、第2希望の取り扱いはね、あくまでも資格は資格としてそのまま残すべきやないかということをお願いするわけ。だから話が食い違うわけ、あなたはもうゼロにしようと言いよる、今の答弁では。ゼロにした場合、こういった問題が出たときには、市外業者を入れるんですか。そうしかならんわけよ。じゃあ事業を中止するんですか、そうでしょう。であるならば、第2希望も今までどおり10年に1回あるか、20年に1回あるかわからないけど、それは何も市としては費用がかかるわけじゃないでしょう。一般財源を使わなきゃいかんということはないわけでしょう。業者さんが勝手に受け付けを申請してくるわけでしょう。それに対する人件費はかかるかもしれませんが。でも、そのくらいのことで、こういったことがフォローできるのであれば、そういうあなたのような考え方で、いま言われたそれ自体に必要性がないのではなからうかということに、その発想がそこに行くこと自体がね、少し理解できないですね。私が聞いていることと、あなたが答えようことは、全く噛み合っていないわけよ。私が言いよるのは、資格があるものを直近I等級下位に位置づけるということ自体がおかしい

んじゃないかということ、私は言いよるわけです。それも、今ここで即決で決めることじゃない。委員がおるんだから、そういうことに対してはどういう取り扱いをするかというのは、検討してくださいということをお願いするわけやから。あなたはそれを聞く前から、第2希望自体を受け付ける必要がないんじゃないかということ、あなたは言いようわけよ。そうしかとられんよ。

○副市長

要は1つ下にするという、あるいは業種が変わったときの1つ下の格付けについては、今後、選考委員会できっちりと検討して行って、結論を出していきたいというふうに思っていますと、最初に答弁したと思うんですよ――

(発言する者あり)

そういうことです。

○坂平委員

しつこいようですが、そのあたりを十分検討いただきたいと思います。また、その回答は、次の委員会にでも回答していただければと思いますので、どっちにしてもこれはね、期の途中で変えられるような案件ではございませんので、来年の4月以降、4月1日からの施行でございますので、その間、時間がありますのでね、ただ、先ほど言われました11月には指名受け付けをするということですから、10月ぐらいまでには、その結論を出さなきゃいかんと思います。そういうことでございます。

○委員長

今後も検討していくことになると思いますので、執行部においては、しっかり検討をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:01

再 開 12:59

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

○川上委員

動議を提出いたします。

○委員長

それでは、川上委員、動議の内容説明を簡潔にお願いいたします。

○川上委員

報告案件に、「嘉飯山砂利建設株式会社による市有土地賃貸借契約違反及び契約外市有地の不法占有に関する報告」を求めます。

嘉飯山砂利建設株式会社は、本市との和解に基づき、明星寺地区採石場から撤退する義務があり、その移転先は市と何らかかわりもなく、自らの責任によるべきものであることは自覚しているはずであります。和解成立からほぼ2週間後の4月7日、嘉飯山砂利建設株式会社、坂平順子代表取締役は、齊藤市長に対し、市有財産使用申請書を提出し、飯塚市平恒866の13及び866の2、4063平方メートルのうち1200平方メートルを資材の仮置場とし

て、4月13日から来年3月31日まで使用したいと申請しました。

元々は50メートルプールより狭い面積です。飯塚市は同日の7日、嘉飯山砂利建設株式会社の申請どおりに賃貸借契約を締結することを起案し、契約書案をつくって稟議し、翌8日付で決裁しています。そして9日には、市有土地賃貸借契約書、契約管8961号を嘉飯山砂利建設株式会社、坂平順子代表取締役と締結しました。連帯保証人も付いています。契約特記事項の表題には、一時貸付と括弧付きの文字がありますけれども、第1条には、やむを得ない理由により貸付期間を超えて貸付地を使用しなければならなくなったときは、原則として貸付期間が満了する前までに、期間延長の理由を明記した市有財産使用申請書を新たに提出し、変更契約を締結しなければならないとしています。契約外の市有地に嘉飯山建設株式会社がのりかき類、破碎機が不法に持ち込まれたのは、明星寺地区採石場からの最初の運び出しを確認したのが4月25日ですから、それ以降、つまり数カ月前には不法占有が始まり、採石場からなぜか泥だらけの古タイヤを運び出したのが4月21日から6月25日まで、延べ33台分ですから、それ以降、この土地の囲い込みを始めたこととなります。契約もなければ、お金も払わない、その契約外の不法占有状態の面積は、私の見たところ、200メートル以上かける100メートル以上、つまり2万数千平米にのぼります。契約で貸し付けた面積のほぼ2倍以上であります。この間、ほぼ同時並行で契約区域内では、契約違反を承知の上で、事前協議もなく、嘉飯山砂利建設株式会社によってプレハブ事務所やコンクリートの道路など、構造物の構築が始まっていたわけであります。どういう経過があったかは不明ですが、6月30日、嘉飯山砂利建設株式会社は、飯塚市長あてに仮設構造物設置についてのお願いと仮設電気設備設置についてのお願、2つの文章を、地元の同意書なるものを添えて提出しています。そして7月2日、市は齊藤市長名で3つの条件を付して承諾書を交付しました。この件は、数カ月にわたり飯塚市公有財産がいくとも簡単に侵されているのを、市が放置していることになるわけであります。

不法占有された市有地について、新たな市有財産使用申請書が出されることにより、新たな賃貸借契約を結び、4月9日付契約の貸付区域と合わせて、広大な市有地の貸し付けとなって営業行為が行われ、しかも、この賃貸借契約の市有地については、来年3月31日までに変更契約を締結することによって、長期間にわたり何年も使用できることにもなります。これらの事実は、市民の財産が不法に占有され、飯塚市公有財産管理規則が幾重にも踏みにじられていることを示しており、市民の財産の管理責任を持つ飯塚市長は、直ちに委員会に報告するべきだと考えるものであります。

○委員長

ただいま、川上委員から、委員会として報告を求める動議が提出されました。

お諮りいたします。ただいまの動議のとおり決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、報告を求める動議は否決されました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取組み状況について、お手元の資料に基づき報告させていただきます。資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。

はじめに、前回7月1日以降のこれまでの経過について説明いたします。

7月17日に、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の飯塚本町コミュニティビル「アフレル」の新築工事が竣工しております。現在、アーケードや進入路の補修工事等を実施しております。

7月24日には、第9回飯塚市中心市街地活性化協議会が開催され、昨年度事業報告や今年度事業計画、民間事業者による活性化事業の掲載をはじめ中心市街地歩行者空間整備事業の路

線追加など基本計画の変更案等について承認をいただいております。また、事業報告として各事業の進捗状況の報告がなされております。

7月25日には、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の施設建物「サンメディアラック飯塚」が供用開始となり、当日は再開発ビル4階にて竣工神事及びのがみプレジデントホテルにて祝賀会が執り行われております。また、飯塚急患センターは、8月1日、土曜日から休日夜間の診療開始を行っております。

今後の予定といたしましては、飯塚本町東地区土地区画整理事業につきましては、8月上旬よりアーケード機能回復工事を現場着手し、10月末には造成工事と併せて完了する予定となっております。その後、11月上旬には第2期使用収益を開始し、すべての土地を権利者へお渡しする予定となっております。

9月1日、火曜日からは飯塚急患センターでは、平日夜間の診療も開始する予定となっております。

ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業につきましては、10月1日の飯塚市健幸プラザの供用開始に向け、現在、準備を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共施設等総合管理計画の策定状況について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

平成26年度より策定いたしております「飯塚市公共施設等総合管理計画」のうち、建築物のコストシミュレーション及び6月に実施しておりました市民アンケートの結果がまとまりましたので、その内容についてご報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回策定の状況報告は第1章から3章となります。このうち第2章では、道路橋りょう等の公共インフラのコストシミュレーションについても、本来、算出するようにしておりますが、今回報告には間に合っておりませんので、最終原案段階で報告させていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。第4章から資料編までは、現在作業を進めておりますので、これも最終原案段階で報告させていただきます。

3ページをお願いいたします。1の背景と目的では、今回のこの計画を策定する上での国の流れと市が計画を策定する目的を整理いたしております。2の計画期間は10年間といたしております。30年先の状況を見据えながらの10年計画と考えております。

4ページをお願いいたします。3.飯塚市の地勢でございますが、ここについては空白となっておりますが、ここについては掲載の必要性も含め検討しております。

次に、4.の人口構造でございます。国勢調査の推移及び国立社会保障・人口問題研究所の推計値となっております。推計では、平成52年に本市の人口約10万5千人になると予想され、平成22年からの30年間で約2万7千人、20.2%の人口が減少する見通しとなっております。

真ん中にごございます棒グラフの上のほうになりますが、平成2年から平成27年の括弧書きの数字を書いておりますが、これにつきましては各年度末の住民基本台帳の人口となっております。国勢調査と住基人口では、平均で約1650人程度の差異がございます。

次の5ページの地区別人口の状況をお願いいたします。平成17年と平成22年の国勢調査の結果から推計したものでございます。なお、この推計につきましては、現在、総合政策課のほうで策定しております人口ビジョンで正式な数字が出ましたら、差し替えさせていただくよ

うにしております。それともう1つ、これにつきましては、地域ごとに表の下のほうに書いておられますけれども、コーホートの変化率によって推計いたしておりますけれども、この積み上げの1番上の合計の数字と前のページの社人研の数字とは若干異なっておりますので、ご注意お願いいたします。

6ページをお願いいたします。6ページから8ページにかけましては飯塚市の財政状況でございます。8ページの(4)をお願いいたします。投資的経費の推移及び内訳となっております。平成15年度から25年度までの投資的経費の年間平均は約75億円、その内訳としましては、公共施設にかかる経費の平均は約52億円、道路橋りょうは約6億円となっております。

9ページをお願いいたします。(5)は、類似団体との財政状況の比較となっております。

10ページをお願いいたします。第2章は公共施設等の状況になります。表は本市の公共施設、公共インフラの保有状況となっております。用途分類の区分は、総務省の区分にしたがって分けております。

11ページをお願いいたします。(1)は用途別建築物の延べ床面積でございます。(2)は築年別の延べ床面積となっております。約6割の公共施設が30年以上経過しており、今後更新方法について検討が必要な施設を多く抱えているということでございます。

12ページをお願いいたします。人口1人あたりの公共施設の延べ床面積を類似団体と比較した資料となります。全体では1.8倍近く多くなっております。類似団体では、小樽市とよく似た状況となっております。なお、この類似団体で合併市町村は、飯塚市と多治見市だけということになっております。

13ページをお願いいたします。(4)は市が所有する建築物を、今後そのまま30年間維持管理した場合のコストシミュレーションとなります。30年間の総額は、約2200億円、年間で均で約73億円となります。先ほど説明いたしましたが、平成15年度から25年度までに投資的経費の年間の平均は75億円、そのうち公共施設にかけた経費は52億円でございますので、現在の施設をそのまま維持すると約21億円が不足することになります。

14ページをお願いいたします。これは総務省が示しています建築物のコストシミュレーションを算出する条件となっております。

15ページをお願いいたします。第3章からは、6月に実施いたしました市民アンケート結果となります。このアンケートは市内12地区の方が、どのくらい公共施設を利用されているのか、また主としてどこの施設を利用されているのか、そして今後の公共施設の維持管理や設置場所についての考え方を調査したものです。

16ページは属性、17ページから29ページまでは施設の種類ごとに調査結果を掲載させていただいております。結果内容の説明については省略させていただきます。

30ページをお願いいたします。今後、公共施設を維持し続けるために必要な取り組みについて、調査を行っております。「利用の少ない施設、老朽化した施設については統廃合すべき」との回答が72.1%となっております。

次に、優先的に維持していくべき施設としては、図書館やコスモスコモンなどの文化施設が多くなっております。

31ページをお願いいたします。公共施設のあるとよい場所につきましては、「色々な施設が集まっているほうが利用しやすい」という回答が49.2%、「ある程度分散している方が利用しやすい」という回答が40.7%とともに4割以上の回答となっており、ここについては意見が分かれております。

32ページをお願いいたします。前の質問で「集まっているほうが利用しやすい」と回答された方で、どこに集まっていたら利用しやすいですかという問いに対しては、駅やバス停など交通機関の周辺」という回答が50.1%で最も多く、次に「郊外など自動車での利用が便利なところ」が26.5%となっております。

以上が、現段階で整理できている部分となります。今後のスケジュールになりますが、公共インフラ、道路橋りょうのインフラでございますが、そういったコストシミュレーション、それから公共施設の劣化状況、公共施設の稼働状況、年間利用者、運営コストを整理いたしまして、9月末までには原案を作成していきたいと思っております。その後、議会報告、市民意見の募集を行ない、11月末までに計画書を確定していく予定といたしております。

以上で、飯塚市公共施設等総合管理計画についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

6月に市民アンケートをとったということですが、どのような内容のアンケートになっていますか、資料がありますか。

○行財政改革推進課長

資料と言うか、結果につきましてはですね、そのままこの15ページから29ページに、そういったものについては全部この中に載せております。

○川上委員

アンケートそのものは議員に配付できませんか。

○行財政改革推進課長

これにつきましては、実施前に議員ボックスのほうに、全議員さんのほうには配付させていただいております。

○川上委員

立地適正化計画とは、どういう関係になりますか。

○行財政改革推進課長

整合性を持って進めることということになっております。

○川上委員

意味がわからない。その整合性を持って進めるというところを、もう少し説明してください。

○行財政改革推進課長

すみません。国の考え方としては、当然その公共施設の適正配置といったもの、そういったものを総合管理計画の中では考えてまいりますので、当然、立地適正についても、同じように一定の地域に一定の公共施設を誘導するという考えを持っておりますので、そこについては整合性を持って計画を進めていくということになっております。

○川上委員

その立地適正化計画づくりのスケジュールがあるじゃないですか。それとこっちのスケジュールがあるわけでしょう。どこでどういうリンクをしていくんですか。

○行財政改革推進課長

スケジュール的には私どものほうが先行して作業を進めておりますが、作業の段階においてはですね、担当者レベルも含めて常に協議をしながら、整合性を持ちながら計画を策定しているというところでございます。

○川上委員

その抽象的なところを聞かせてもらいたいわけですよ。午前中もいろいろ聞いたけど、抽象的なところで終わるわけでしょう。先ほど私が動議を出した嘉飯山砂利建設が市有地をね、貸付面積の20倍ぐらい確保しているんですよ。それについてあなた方、報告しようとしませんか。だから皆さんの淀みのないスムーズな答弁の中にね、とんでもないものが潜んでいることが多いわけですよ。だから淀みのない答弁とか信用しないわけ。信用できないですよ。だから立地適正化計画のスケジュールとどういふかわりあいになってね、この成果は、どのように反映されていくのか、そここのところを聞きたいわけですよ。無理ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:24

再 開 13:25

委員会を再開いたします。

○地域連携都市政策室長

立地適正化計画につきましては、大体10月を目途に素案を作成していきたいと考えております。行財政改革推進課のほうを担当しておりますこちらの公共施設等の総合管理計画は、今のスケジュールですと9月を目途に策定していくということになっておりますので、公共施設総合管理計画の結果は、立地適正化計画の素案のほうに反映させまして、そして11月以降の市民の方々との協議に入っていきたいと思っております。

○川上委員

立地適正化計画のコンサルには、完成したこれは、いつ提供されることになりますか。

○行財政改革推進課長

期日等については決めておりませんが、先ほど答弁しましたように、連携を持ってやっておりますので、この段階、きょうご報告いたしておりますので、これについても提供していきたいと思っております。

○川上委員

コンサルタントは、この管理計画が出揃うころには、もう自分の素案をつくってしまっているんじゃないですか。

○地域連携都市政策室長

素案につきましては、今年度中につくり上げるようになっておりますので、いま飯塚市のほうで公共施設等総合管理計画を策定していることも、コンサルのほうは十分承知しておりますので、その結果については、策定段階でもいろいろ情報交換をしながら作業を進めてまいりたいと思っております。

○川上委員

そしたらコンサルタントは、これを待っているわけですか、できるのを。

○地域連携都市政策室長

立地適正化計画のコンサルタントにつきましては、もちろんこの公共施設等総合管理計画やまち・ひと・しごとの地方総合戦略のほうも十分に関連してまいりますので、それらの計画の進捗とあわせて、いろいろな作業をにらみながら、いろんな情報を収集しているところでございます。

○川上委員

この6月にとった市民アンケートを議員に配付したと言いましたけど、議員から問い合わせは何かありましたか。

○行財政改革推進課長

問い合わせ等についてはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度飯塚市職員採用試験について」報告を求めます。

○人事課長

平成27年度、来年4月1日採用分でございますけれども、この職員採用試験につきましては、本年10月18日に近畿大学産業理工学部におきまして1次試験を実施することといたし

まして、7月13日に公告するとともに、広報紙8月号及び市ホームページにも掲載をいたしましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

本年度の職員採用予定人数につきましては、平成28年度の配置職員数を858人と予定しておりますことから、定年退職者21人と退職勧奨による退職者6人及び自己都合等による退職見込み者数を踏まえまして、職種毎に必要な採用予定者数が職員採用試験委員会において決定されたものでございます。

お配りしております資料をご覧いただきたいと思っております。試験区分及び採用予定数につきましては、行政事務では、上級15名程度、初級4名程度、身体障がい者対象1名程度の、合わせまして20名程度としております。技術職につきましては、建築職を1名、また、保育士を6名以内としておりまして、全試験区分を合わせますと27名程度の採用予定数となります。

ここで、行政事務の予定数を「程度」と表記させていただいている理由について少しご説明させていただきます。行政事務職につきましては、さきの総務委員会でご報告しておりましたとおり、現在10月1日採用の身体障がい者2名を対象とした採用試験を実施いたしておりますが、この決定が9月上旬になりますことから、予定数2名の採用は現在のところ未定でございます。この2名の確保ができない場合は、来年度の行政事務職の採用枠を変更する必要性も出てまいりますことから、今回「程度」ということで表記させていただいているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、本日、8月3日から試験案内等を本庁人事課におきまして配付いたしますとともに、市のホームページからもダウンロードできるようにいたしております。

申込期間につきましては、8月17日から9月15日までとしておりまして、郵送の場合は9月15日の消印有効といたしております。

今回公告いたしました内容につきましては、就職情報サイト等に掲載するとともに地域情報誌におきましても案内する予定でございます。

また、県内の主要な大学や短大、市内の高校等に試験案内を配付するとともに、9月上旬には市役所の業務を紹介する公開セミナーの開催も予定いたしております。多くの方に応募をいただけるようにと考えているところでございます。

なお、先ほど申しました、本年10月1日採用の身体障がい者を対象とする採用試験の現在の実施状況についてあわせて報告させていただきますと、申し込み者が13名ございまして、先月、7月26日に第1次試験を実施いたしまして、13名全員が受験をいたしましたところでございます。

今後は、8月12日に1次試験の合格発表を予定しており、その後、8月下旬に2次試験を実施し、最終合格者の決定を9月上旬に行う予定で進めております。

以上、簡単ではございますが、「平成27年度飯塚市職員採用試験について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「朝型勤務(ゆう活)の試行について」報告を求めます。

○人事課長

「朝型勤務(ゆう活)の試行について」報告させていただきます。

国におきましては、ワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の抑制のため、朝型勤務、ゆう活と呼んでおりますが、この実施につきまして、地方公共団体や民間企業に要請しております。市区町村におきましても、住民サービスの確保等に留意しつつ、各自治体の実情に応じ

て、取り組みを進めていただきたい旨の通知があったところでございます。

このことを受けまして、本市におきましても、出勤時間を30分早め、30分早く退庁するこの朝型勤務を試行的に行うものであります。

提出いたしております資料をご覧くださいと思います。今回の試行では、1日の勤務時間は変更しないで、勤務時間を午前8時から午後4時30分までといたしまして、希望する職員と所属長が協議して、公務に支障のない範囲で計画的に職員を割り振りしながら取り組むものでございます。

実施期間につきましては、平成27年8月3日、本日から8月31日までの1カ月間としております。

2で目的について記載をいたしておりますが、先ほどご説明いたしましたように、職員の健康増進及びワーク・ライフ・バランスを推進することを目的として試行することといたしております。

次に、対象所属と対象職員についてでございますが、これを実施するにあたり事前に各職場にアンケート調査を実施いたしましたところ、窓口業務や相談業務などを中心とした部署では行政サービスの低下を招く恐れがあるということで実施が困難であるとの回答を得ているところでございます。そうしたことから、そのような部署を除きまして、そこに記載しておりますとおり総務部、各種委員会、財務部及び経済部の16所属について実施しようとするものでございまして、管理職を除く正規職員127人が対象となるものでございます。

最後に、勤務時間についてでございますが、午前8時から午後4時30分といたしまして、朝型勤務を実施した職員は原則、定時に退庁をするものといたしております。

今回の取り組み後には、職員へのアンケート調査を実施することとしておりまして、朝型勤務の問題点や課題等を整理するとともに、効果の検証を行いまして、来年度以降、本格導入するかどうか検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新庁舎建設工事の一時中断について」報告を求めます。

○総務課長

新庁舎建設工事につきましては、杭工事を開始し、6月24日から13カ所で試験掘を行いましたところ、事前に実施した地質調査結果では判断できなかった、掘削の難しい、亀裂の度合いが異なる岩盤が現れまして、予定の深さまで掘り進めることができない地点が半数以上を占めました。

このため、周辺への騒音・振動、工期への影響等を考慮し、新たな掘削工法の検討を行うこととし、工事を一時中断しました。

全体の工期につきましては変更ありませんが、予定していた深さまでの掘削が困難なため、杭を切断する費用、強固な岩盤を掘削する新たな重機の費用等が必要となるため、変更の仮契約を締結し、契約変更の議案を提出する予定としております。金額につきましては、現在精査しております。

報告は以上でございます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

工事変更の仮契約はもう済んだんですか、これからですか。

○建築課長

まだ仮契約は結んでおりません。

○川上委員

いつの予定ですか。

○建築課長

総務委員会の報告後に、いつということではありませんけど、早急に契約を結びたいというふうには考えております。

○川上委員

その早急にのところをお聞きしたいと思っているんですけど。

○建築課長

工事金額がまだ精査中でございますので、変更金額を精査して、仮契約を行いたいと思いますので、正確な日数というのは、ちょっとお答えできる状態ではございません。

○川上委員

工事金額はどのように、精査と言われましたかね、もう計算が終わって最後のチェックをしている段階とお見受けしましたけども、どこがやっているんですか、それは。

○建築課長

業者とか設計事務所、それから市建築課で協議をしております、最終的には我々建築課が精査をするということになりますけれども、まだ協議中でございます。

○川上委員

あなた方が提出した資料によると、7月15日に工期と金額等について協議と書いてますね。この協議は、これが最初ですか。

○建築課長

工期や金額等についてはですね、これが最初と言うか、概算でどのくらいかかるのかという金額を協議し始めた時期でございます。

○川上委員

私はこの日が最初の協議の日かと聞いたわけですが、そのとおりかどうか、答弁してもらえばいいんですけど。

○建築課長

工法の決定と言いましょか、方向性を見つけたのがこのころなんですけれども、協議というのはそれ以前からですね、試掘したりとかそういった中で試行錯誤しながら、協議をしながらきたんですけれども、ほぼ7月8日のですね、ロック工法での試掘の検討を開始して、7月13日で掘れるということが確認できましたので、この方法を進めていこうということで、協議したのがこの7月15日であるということでございます。

○川上委員

答えられないですか。答えにくいんですかね。工期と金額等についての協議は、7月15日が最初ですかと聞いたんですよ。

○委員長

いいですか、答弁できますか。

○建築課長

試掘等を重ねた中で、最終的にこの方法でならいけるということで、工期等の、あるいは金額等のですね、これぐらいだろうということではっきりしたのが、この7月15日でございます。

○川上委員

じゃあ、7月15日が最初でないという答弁ですね。この日が最初ではないという答弁、一くくりついた日が、この日だという答弁ですね、確認しますよ、どうですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:44

再 開 13:44

委員会を再開いたします。

○建築課長

工法と金額については、この日が最初でございます。

○川上委員

答弁を訂正するんですか。先ほどはね、いろいろ話し合ってきてね、この日にこういうことになったという答弁でした。答弁を訂正する。この日が最初なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:45

再 開 13:54

委員会を再開いたします。

○建築課長

工期や金額等のですね、協議の開始は7月15日からでございます。

○川上委員

7月15日が工期、金額等についての協議の開始ということ、確認しますよ。どういうメンバーで協議したんですか。

○建築課長

飯塚市、それから設計事務所、それから施工業者でございます。

○川上委員

全部名前を言っていたかなければ、わからない。一体どこでしたんですか、何時から。それも教えてください。

○建築課長

まず飯塚市役所建築課、それから佐藤総合計画、設計事務所でございます。それから大林・中村・鈴木JVでございます。打ち合わせした場所は大林JVの監督員事務所で、7月15日、15時から開始しております。

○川上委員

川崎地質株式会社九州支社が入っていなかったんですか。

○建築課長

7月15日には入っておりません。

○川上委員

金額の話までしたんですね。それを受注業者の管理人室でやったわけですか。

○建築課長

設計事務所の監督員詰め所というのを設けておるんですけども、そこで話をいたしました。金額については概算でございます。

○川上委員

その場所はどこにあるんですか。

○建築課長

立岩公民館の真向かいにあります北代ビルの2階でございます。

○川上委員

どうしてそこでしたんですか。

○建築課長

いろんな資料がありますし、飯塚市の会議室等が空いていませんでしたので、佐藤総合計画がおります管理事務所で行いました。

○川上委員

その場に今おっしゃった受注業者と発注者以外の人はいなかったですか。

○建築課長

それ以外はありません。

○川上委員

これは、いつでも誰でも、この情報が広がってもよいという情報なんですね。そうじゃないんですか。

○建築課長

情報というのは、その協議した参加者内での話ですので、他に漏れるということは考えておりませんでした。

○川上委員

設計単価とかね、細かい単価計算とかも入ってくるわけでしょう。あえてそこしかないんだから。その相手の事務所でお金の話をしたというわけでしょう。おかしくないですか。飯塚市の情報の管理ができるどころ、またはほかの市の幹部からも、あそこでやっているなど、きちんと安心できる場所でやるのが普通じゃないかと思うけど。受注業者のところから資料を持ってくればいいじゃないですか、市役所に。質問、聞いてますか。

○都市建設部長

先ほど申しました、市のほうで管理の委託を佐藤総合のほうにしております。その中で工程の会議とか、いろんな会議をその事務所でしております。今回の部分につきましては、最終的な金額の調整と言いますか、そういう形で協議をしたのではなくて、工法が今までの当初の工法からちょっと対応ができないという部分等を含めて、今後それに対応、新しい試掘をした、対応をしたときに、いかほどかかるかというところの部分で、大まかな方針決りを、みんなで確認したという状況でございますので、当然、先ほど委員が言われる最終的な単価とか、そのあたりの部分については、市のほうできっちり確認はしていきたいと思っておりますし、先ほど委員のほうでご指摘のとおり、そういうふうを受けとられる部分があれば、今後の会議等、そのあたりについては、ある程度対応していく必要があるかと思っておりますけれども、佐藤総合のほうとの工程会議とかいう部分については、管理事務所のほうで、工程会議等そのあたりについては、いま現在も行っている状況でございます。

○川上委員

契約済みの工事の進行についての打ち合わせとね、工事変更をしなければならないと、新たな追加予算が必要になるということの話というのはね、全然区別して考えないといけないんじゃないですか、一緒にいいですか。それは発注者が、これで受けたものがこれで仕事しますと、この金額で、自分がボーリングして、これでできると言ったわけだから、元々。これで頑張りますと、応札したわけでしょう。それで契約まで結んでいるわけじゃないですか。そのものがどうもうまくいかないということで、その追加のお金が必要になりましたというのを、自分の事務所ですみますかね。のこの市役所が出かけていくんですか、受注者のところに。そして、そこでお金の話をするんですか。1億5千万とか、2億とか、大体幾らですか、そこで話し合った最初の額は、答弁を求めます。

○副市長

庁舎のですね、この岩盤の掘削関係での工事を報告しておりますが、これについて途中で従来の予定した工法では下まで掘れないという報告を受けました。今からその方法には何通りかありますと。しかし、こういう地域ですので、騒音・振動が発生しなくて、できるだけ、新庁舎という建物ですから、周辺の住民の方にそういう迷惑のかからない方法で、私としては経済

的な方法を検討してくれという問題を提起しておりました。今ここに書いております7月13日に、この方向でいけるだろうという方法が見つかったということで、13日の午後だったか、14日の早朝かわかりませんが、私に報告があり、それでいいと。だったら、この方法でいったら概算どのくらい費用が膨れるんだということは、どうしても我々としては知りたいからですね、それだけはちょっと早目にということで、多分、この15日にですね、大体概算がどのくらいかかるのかと、だから単価の話とかはないんですよ。総枠で、杭を百十何本打たないかと聞いておりますから、そして正確には、従来の方法でいい方法も何本かあるようです、数はわずかですけど。それと変更したものでという説明を受けました。であれば、全体で大体追加の費用はどのくらいかかるんだと、これについては、いろいろまた、説明しなきゃならんからということを受けてですね、多分、担当のほうは、細かい単価は別ですよ、単価がどうということではなくて、概算この方法でいったらどのくらいかかるんですかという、そういう意味での、私は、金額等の協議というのですね、私が指示したものですから、私に報告しなきゃならんということで、そういう打ち合わせをしたんだろうと、私は思っています。ですから細かい単価がどうだとか、向こうの言いなりでどうだということはですね、決してないということだけ、ご理解をお願いします。

○川上委員

15日の協議というのが、副市長の指示で行われたというのはわかりました。それで、それ以前に事前協議、協議の事前協議というのもあれでしょうけど、小さな協議はあったということもわかりました。それでね、この日はね、やっぱり大まかな金額が幾らかという話が出るわけだから、可能性の問題としては、単価の話で出るのがわかっていたと思うんですよ。そういうものも見ないでね、出ないと、出ないけど、漠として、1億5千万とか2億とかいう数字だけが出るわけがないから、それで、その額は幾らですか。その15日に出た金額。

○建築課長

概算ですけれども、1億7千万から1億8千万ぐらいではないかということでございます。

○川上委員

それは誰が言っているんですか。1億7千万か、1億8千万というのは。

○建築課長

設計事務所でございます。

○川上委員

そうすると、この15日の北代ビルの管理部屋で、密室状態で、佐藤総合設計が1億7千万から1億8千万ですよというふうに言ったということですね。そうですか。

○建築課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで、現在、協議の継続があっているんでしょう。先ほどの話では、川崎地質株式会社九州支社は、そのときにはいなかったという答弁でしたから、その後、参加した場があるんですね。それがあって、初めて7月20日の工事再開になると思うんですけど。その川崎を入れた協議の場は、いつ、どこで、行われましたか。

○建築課長

川崎地質は7月29日でございます。

○川上委員

ちょっとわかりにくかったんだけど、今の答弁の仕方は、7月29日に市が川崎と個別に会ったということですかね。大林とか、佐藤とか、含めたところで会ったという意味ですか、場所はどこですか。

○建築課長

飯塚市、それから佐藤総合計画、それから大林JVと川崎地質でございます。場所は、先ほど申しました管理事務所内でございます。

○川上委員

このとき、なぜ川崎が来たんですか、川崎地質株式会社。どういう役割があったんですか、この29日の段階で。

○建築課長

まず、先ほどの29日という日を訂正させてください。ちょっと調べておりますので、またあとで報告させていただきます。川崎地質には地質調査をした内容と、今後の掘削のやり方について、アドバイスを受けたものでございます。

○川上委員

この岩盤をね、この大きな岩盤を見つけきれなかった業者でしょう。そのアドバイスを受けてどうするんですか。市役所に呼び出してね、なぜ見つけれなかったのかと問うのが先じゃないですか、川崎との関係で言えば。どうして川崎をこのとき呼んだんですか。アドバイスを受けたとおっしゃったけれども、何のアドバイスを受けたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:11

再 開 14:13

委員会を再開いたします。

○建築課長

先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。川崎地質を招いたのは、7月22日でございます。時間はちょっと覚えておりませんので、ご了承ください。それともう1つ訂正はですね、川崎地質のアドバイスを受けたということではございませんで、岩質の説明を受けたということでございます。

○川上委員

あと何回ぐらい訂正しますかね。委員会の報告するんだから、事実関係はきちんと押さえておかなきゃいかんでしょう。ここにあることについてだけ聞くわけじゃないでしょう。ここに書いてないことを聞くわけでしょう。書いてあることはわかるから。十分時間はあったでしょう。税金をね、あと1億7千万か、1億8千万出してくださいと、相手側から言われたんですよ。そして8月26日が議会運営委員会なんですよ。議案を示さないといけないわけでしょう、あなた方には。1億7千万とか、どこかで聞いた数字だけど、1億8千万とかね、そう簡単に右から左に出せませんよ。それをあなた方は、受注業者のところで話を聞いて、総務委員会に報告しますから資料を持ってきましたという話でね、あまりにずさん過ぎるんじゃないですか。それでね、川崎と会ったのはいいですよ。それで、このA3のボーリング柱状図を見ると、赤いところが1メートル以上掘れていないということになっているんですよ。目で見るわけにいかないから、どのくらいの岩盤かわからないけど、このくらいの岩盤も見つけらんようなボーリングをしたんですよ。あなた方がここを掘ってくれと言ったかもしれないけど、この地質調査会社の役割は何だったんですかね。予定の工事がきちんと進むように調べるのが仕事じゃないんですか。そうすると、この地質会社には責任があると思うんですよ。その責任をしっかりと問わなければ、市役所にも問題があると思いますよ。はっきりしなければ、もっと金のかかる工法でやらしてくれと、ぼんと言われても困るでしょう。皆さんも困るでしょう。市民はもっと困りますよ。だから川崎とそういう話をしなかったんですか。大体、どういう調査をしたのかと。あなたが掘ったときは、きちんと掘れたのかというような話をしたんですか。

○建築課長

川崎地質とはですね、岩質についての話をしました。これはボーリングデータや標本を見て、

岩が出ていたと、花崗岩ということでしたけれども、これが風化と風化でないということで、ちょうど掘れる、掘れないというような状況になるんですけれども、風化と判断した根拠等をお尋ねいたしました。

○川上委員

風化花崗岩なら掘れるというわけですね。この会社は風化花崗岩ですと言ったんでしょう。今の話だと、それをなぜ判断したのかと聞かれたんですね、何と答えたんですか。

○建築課長

川崎地質は、この採取した花崗岩に複数の亀裂が入っていたりすると。それを地質学的に見ると、風化をしておるとい判断をしたということでございました。

○川上委員

風化花崗岩は、時間が経つと何になるんですかね。

○建築課長

まさになるというふうに聞いております。

○川上委員

風化花崗岩は、状況によるけど、しっかりしてそうに見えるけど、ちょっと突いたらぼろぼろと落ちるんですよ。違いますかね。

○建築課長

風化が内部まで進んでおれば、そういう状況もあると思いますけども、状況によると思います。

○川上委員

プロの仕事だから、そうであるかないかというのは最初じゃないですか、井戸を掘っているわけやないから。この上に130億円、総事業費で、利子も入れて、のものを建てようと、何千人もの人の命がかかっているわけでしょう。姉齒じゃないけどね、ものすごく重大なんですよ。それをね、固いから、掘れないから1億7千万円出してください、8千万円出してくださいということ以上にね、今の話を聞くと深刻だと思いますよ。だから、川崎地質に間違っていましたということじゃなくて、なぜ間違ったのかとか、それから責任はどこにあるのかとかいうところまで市として聞く必要があると思いますけど、22日どういうところまで聞きましたか。

○建築課長

22日は岩質の説明を受けただけでございます。

○川上委員

きょうが8月3日ですけども、そのあと、この川崎地質との間柄でね、先ほど言ったような話はしてないんですか、しましたか。

○建築課長

以降しておりません。

○川上委員

佐藤設計との間はどういう関係になっていますか、このことについては。佐藤は1億7千万、1億8千万、気楽に言ったようですけど、責任はないんですか、佐藤には。

○建築課長

佐藤総合計画にも見解は求めました。この地盤、地質調査の結果を見て設計に反映させたということでございました。

○川上委員

飯塚市が発注した地質調査がよっぽど悪かったというのものもあるでしょうけど、佐藤設計はそれを見抜かないかんでしょう。この調査ではちょっとまずいなど、設計はできんと言わないかんでしょう。たった5カ所ぐらいのボーリングで、何が出てくるかわからない。そこのところ

佐藤総合設計の責任は免れない面があると思うんだけど、市はどう思われますか。

○総務部長

いろいろご意見いただいております。責任の話も出てきておりますが、今後ですね、本事業を進めていくうえでの参考とさせていただきたいと思いますが、今回、工法を変更する必要が生じたので、取り急ぎその変更の概要について報告をさせていただいております。変更内容の詳細については、先ほど担当課長のほうから申しましたように、今後、内容等ですね、詳細を精査してまいりますので、ご懸念の部分につきましても、いろいろ関係部署と協議のうえ、対応してまいりたいと思います。今回、取り急ぎの報告でございますので、ご了承くださいたいというふうに存じます。

○川上委員

質問打ち切りの答弁は聞きたくないです。私は、佐藤総合設計に責任を問うていないのかと聞いたんですよ。

○総務部長

現時点では、そういうお話はしておりません。

○川上委員

ボーリングをした川崎にも責任を一言も問わない。それから、それに基づいて設計をしたはずの佐藤総合設計にも一言も責任を問わない。市の責任もあるでしょう。責任を問わずにね、1億7千万、1億8千万出してくださいと言われていたわけですよ。あなた方、何と言いました。早急に仮契約を結び、9月議会に上程したいというわけでしょう。このままでね、議案上程そのものができるかどうか、考えないといけないですよ。市民の目から届かない、市の幹部の目からも届かないところでね、1億7千万とか、1億8千万という数字がね、飛び出ることにはびっくり仰天です。副市長が、そこでやれと言ったわけじゃないでしょう。そこは工事管理の場所なんだから、新たにお金が1億7千万、8千万いることを話す場じゃないでしょう。だから誰も責任がない。地質調査会社も悪くない。佐藤設計も悪くない。今の話ではあなた方も悪くないということになっているわけね。誰も悪くない。誰も責任をとらないで、市民だけが1億7千万、1億8千万追加しなければならないという議案を出そうとしているわけですよ。議会運営委員会という場もありますので、あれですけど、そういうやり方は普通じゃない。普通じゃないことの中に何があるのかを、議会は調べて、チェックしていくのが仕事だと思うんですね。だから、きちんと質問に答えてもらわないといけない。

それで、その2枚目の資料を見ますけど、この中で、当初、川崎地質がボーリングした場所はどこですか。

○建築課長

2枚目の上部、下部、真ん中辺りにボーリングナンバーを入れて、柱状図、N値50というふうにしてある所、この5カ所が地質調査をした箇所でございます。

○川上委員

この2枚目の赤、いま会議録を残しているんだからね、赤の設計深さまで1メートル以上掘れていないというところと、どういう関係になりますか。

○建築課長

左肩のほうのボーリング③の柱状図で引き出してあるところではいきますと、そのNo.3（2.73）と赤の丸の上を書いてあるのは、試掘No.3ということで、この時点では2.73メートル掘れていないということでございます。

○川上委員

当初から、ここは川崎の調査の段階で固いものがありますということがわかっていたんですね。それを示す資料じゃないんですか。

○都市建設部長

このA3の丸がいっぱい入っている部分でございます。この中で言いますと、先ほど課長が答弁しましたとおり設計の段階でボーリングを5カ所しております。①から⑤までということで。先ほど課長が答弁しました③のところでは、赤丸のところについては、1メートル以上掘れていないというところで、括弧書きで当初の設計のままの掘れてない数値を記載しております。この中で①、ちょうど真ん中よりちょっと左手でございますが、ボーリング①柱状図ということで、ここの部分についても、ボーリング調査を行っております。この中で、赤いところについては、掘れておりません。1.48と1.23。No.16、緑の部分でございますが、ここの部分については、設計の深さまで掘れているという状況でございます。それと、1番近いところと言えば、1番下のボーリング④ですね、④のところにつきましては、No.13である程度の、ほぼという数字でいきますと、10センチとかその辺りでございますけれども、ある程度掘れていると。No.4のその横では、設計値まで掘れているという状況でございます。上の⑤の柱状図でございますけれども、これについては、ボーリングの柱状図⑤の横では、No.5とNo.9でそれぞれその数値ぐらいが掘れていないという状況でございます。この中でも掘れているところと、掘れていないところがあるというふうな認識を、我々のほうとコンサルのほうとも確認をしております。

○川上委員

全部掘れなければ、こんな感じじゃないでしょうか。直近で掘っているじゃないですか。直近で掘れないと、今度は。だから、これは、当初から掘れないことがわかっておったのではないかと、地質会社、調査会社及び佐藤設計、それから皆さんも、大体わかっていたんじゃないですか。そのことを聞いているわけですね。

○都市建設部長

一般的に地質調査をする中で、粘性、砂質いろいろな部分がございます。今回については、地表から10メートルを過ぎると岩盤が出ているという状況は、全箇所について確認をしております。その中で、岩盤の固さを確認するうえで、一般的にN値という表示の仕方がございます。ここの部分については10メートルを過ぎると、ほぼN値が50、最大の岩の固さになっているという状況が把握はできております。その中で、今回、掘れる、掘れないの部分でいきますと、先ほど申しました花崗岩の層でございますけれども、亀裂があるところ、ないところ、当然、地層は下のほうに行くにしたがって、風化が進んでないというのが一般的でございますけれども、今回のここの庁舎の部分のボーリングのデータを見ますと、岩の始まりのところには亀裂があり、一部分のところでは亀裂が少なくなって、その下はずっと亀裂が入っているというふうな状況の中で、風化のある程度進んだ風化花崗岩というふうな位置づけの中で、設計に反映したというふうに考えております。

○川上委員

柱状図の①、③、⑤、これについては川崎のボーリング位置と今回掘れなかったところの位置は、どれぐらいの近さですか。図面で見ると、わかりにくいけど。

○建築課長

No.1でいきますと、約2メートル程度でございます。

○川上委員

そうするとね、見てください、このボーリング①の柱状図の位置関係を見るとね、齊藤市長と高木財務部長ぐらいの間ですよ、2メートルぐらいだと。大体2メートルぐらいの感じでボーリング③の柱状図なんかも、そうですね、2メートルぐらいで。だから、その辺、近所で打っているわけですよ。それで、通るか通らないか、何があるかわからなかったという図でしょう、これは。違うんですか。あり得ないでしょう。そして市役所には、風化花崗岩という、先ほどの話だと誤った情報を伝えているわけです。責任、明らかじゃないですか。

○都市建設部長

ボーリングのデータの柱状図とあわせてコアの写真も確認をしております。その中で、風化が進んでいるという判断につきましては、亀裂がある程度入っているか、入っていないかというところで判断をしております。その中で、ボーリングのコアの写真について確認しますと、先ほど申しました上のほうでもある程度亀裂が発生している。下のほうの10メートル以降、20メートルのところにも亀裂が発生しているという状況の中で、全体的には風化花崗岩というふうな位置づけの中で、岩の固さについてはN値50の0というふうな数値の中で、設計のほうに反映しているという状況でございます。

○川上委員

昔ですね、アメリカの原子力潜水艦が日本の港に入って来て、そしてこの潜水艦は放射能漏れとか大丈夫ですよという調査をした会社があるわけです。この潜水艦の音紋と言うのか、エンジン音、これも、これも、これも、全部その調査会社は調べないといけないわけですよ。政府に報告あったのは、その縮尺を変えてね、圧縮したり、長さを短くしたりして、違うものであるかのように提出して、大丈夫ですよという報告があっていたのを、共産党の前の不破哲三議員が明らかにしたことがあります。

この流れからいくとね、いま建設部長がおっしゃったデータそのものから、一遍、洗い直してね、大丈夫かという仕事の仕方を市役所はする必要があると思いますよ。写真だけ見たわけ、現物を見たんですか。そこまでして異常がなかったで当たり前なんですよ。現実のとおり我々はデータをもらっていたというのが普通です。そこまでおりて行って、大丈夫かという仕事の仕方をしないとイケない。なのに、あなた方は北代ビルに行ってということなんですよ。そういう間柄でね、本当の仕事ができるのかということではないかと思います。それで、私は、報告ですからあれだけど、現状のままね、仮契約を早急にとかね、まして9月議会に、8月26日が議運ですからね、上程しようとかいうのはね、いくら何でもひど過ぎるというふうに指摘して、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。